

第1章

ナショナル・アイデンティティーとしての部族意識

——サウディアラビアを中心に——

はじめに——アラブ域内の変革の潮流とサウディ王制

1989年末のマルタでの米ソ首脳による冷戦終結宣言と、それに伴う東西関係の改善、ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊と混乱、激化する民族紛争や民主化の動きなど、今日ほど世界レベルの深刻な問題が、中東の地域レベルの問題に測り知れない影響を与えている時代はない。とりわけ、一党独裁体制の終焉は強権的な国家運営を行ってきた中東の社会主義的体制国家の為政者たちに、大きな衝撃を与えずにはおかなかった。例えば、冷戦に終止符が打たれた結果、アラブ世界の親ソ諸国はソ連からの援助は期待できなくなった。このため、ソ連の中東の要であったシリアまでが、西側への公然たる接近をはかることになった。同時に、冷戦時代に西側世界の権益を守る防波堤の役割を担ったイスラエルの戦略的ポジションが低下することになった。

このような「ソ連帝国」の崩壊と軍事超大国米国による一極支配という歴史的転換期に1990～91年の湾岸危機・戦争は起きた。この湾岸戦争はハイテク兵器の圧倒的威力によって、米国主導の多国籍軍が戦争開始後わずか40日の短期間で、イラクに対して決定的な勝利をおさめた。しかし、この戦争はアラブ世界にさらなる強烈な衝撃を与えた。それは、中東の既存の政治的社会的枠組みを根底から変革するに十分なマグニチュードを内包していたといえよう。

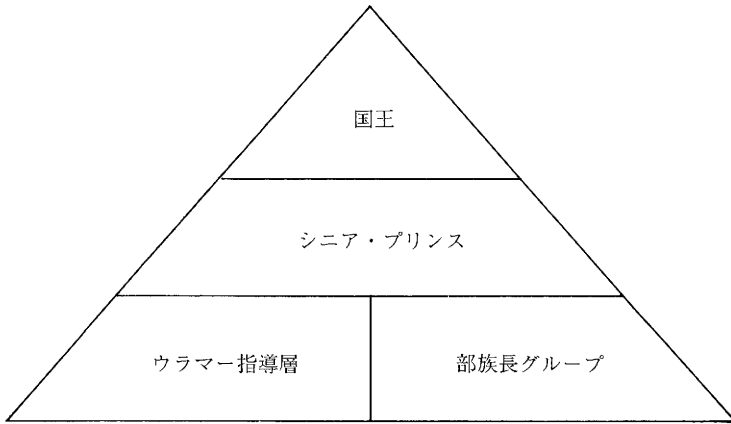
その結果、湾岸危機以後、アラブ域内では次のような新たな政治的状況が現出している。(1)アラブ諸国の2大ブロック（湾岸戦争の勝者と敗者）への分裂と対立の構図化、(2)今回のイラクの敗北により、社会主義的色彩の濃いアラブ民族主義イデオロギーの退潮が決定的になったこと。その結果として、これまで純化され理想化されてきたアラブ民族主義（カウミーヤ [qawmiya]）の呪縛が解かれ、各国が国益を中心に行動する国家主義ないしは一国主義（ワタニーヤ [waṭaniya]）の兆しが見えはじめたこと。および(3)パレスチナ問題が従来のようなアラブ統合の大義としての機能を持ち得なくなったこと。

このような、アラブ世界はかつてないようなアラブ連帯（タダームン [taḍamun]）というイデオロギー的求心力を喪失し、統合から分裂と拡散の方向に突き進んでいるように見える。こうした間隙を縫って、現在イスラーム復興運動がアラブ各地で激しい台頭を見せている。この運動の激化に伴い、政治制度の民主化、貧富の格差の是正などの問題が、中東の要路にある者たちにとって重要な政治課題となっている。

こうした歴史的潮流の中にあって、中東の指導者たち、とりわけアラビア湾岸の王制諸国の統治支配層は、急激に変容する事態の推移に戸惑いの色を隠していない。GCCの盟主を自認するサウディアラビアも、今回の戦争では王家首脳が予期しなかったさまざまなインパクトを受けた⁽¹⁾。その最も深刻な問題は、統治制度の民主化の問題である。1992年3月初め、ファハド(Fahd)国王は長年懸案となってきた政治制度改革（統治基本法、諮問評議会法、および地方行政法の公布）を余儀なくされた。

この王国では、湾岸危機以来、これまで沈黙を続けてきた国民の各層から、国政参加の強い要求がかつてないほど高まり、国政に対するさまざまな批判の声も微かながら聞かれるようになった。その中には、イスラーム急進派による今回の米軍サウディ駐留、米国主導の中東和平会議への参加など、王国の過度の対米傾斜への非難も含まれている。このため、将来の地域紛争に備えて集積された米軍用の武器の一部が、サウディ国民の感情を配慮して、米国に送り返されるという一幕もあった。

第1図 サウディアラビアを構築する「鉄の三角形」



(出所) Gray Seymour, *The Destiny of the Kingdom in the Process of Modernization*, シカゴ, University of Chicago, 1975年, などより筆者作成。

以上のように、王国をとりまく内外の激しい環境の中にあって、サウド家 (Āl Sa'ud) 首脳は王制堅持のため、近年たがが緩みがちないわゆる「鉄の三角形」の再構築の必要に迫られている。サウディアラビアの統治体制は国王を頂点とする主要王族と、宗教的権威を持つ体制側に立つウラマー (ulama') 指導層と、サウド家に忠誠を誓ってきた友好部族の族長たちから成る、この「鉄の三角形」の上に築かれてきたのである (第1図参照)。

王制を支える2本の柱のうち、ウラマー指導層は世俗支配を行なうサウド家の統治の正統性の維持の上で、極めて重要な役割を果たしてきた。とりわけ、イスラームの過激な政治化が中東の各地で顕在化し、サウディ王制もその攻撃目標となった今日、ウラマー指導層の役割は急進派の執拗な攻撃からサウド家を防御するためにも、ますます重要となっている。だが、近年ウラマー指導層はサウド家の進めてきた近代化と、それに伴う伝統的社会におけるイスラームの価値体系の崩壊により、自らの地歩がしだいに侵食されつつあるとの強い危機感を抱いてきた。こうした状況下で、サウディ支配層はシャイフ家 (Āl Shaykh) に代表されるサウディ宗教界に応分の政治的配慮を払

わねばならない立場にある。

一方、「鉄の三角形」のもう一辺を支える部族長グループは、サウディアラビアの建国の当初から友好部族として、サウド家の半島における覇権の確立と統合の維持のため、強力な支援を行ってきた。また、サウド家首脳もこれら部族長に代表される部族勢力の遺制を尊重し、地方統治を行ってきた。だが近年サウド家と地方の部族勢力との間に若干の軋轢がみられる。それは、近年これら保守派グループが政治権力の中央から地方への分権化（decentralization）の推進を強く要求し始めたことである。今回ファハド国王が公布した「地方行政法」の目玉である州議会の設置は、その証左といえよう。

以上のように、近年頼りにサウド家を支えてきた2本の支柱が軋み始めている。サウド家首脳は特に後者との関係の再構築に努力を傾注している。その狙いは、これら主要な友好部族の支配家に対する不動の団結心や忠誠心をさらに強固にし、これら部族主義を要として国家を束ねていくことにある。多くの重要問題を内包する多部族国家サウディアラビアの将来の安定性を考える場合、「鉄の三角形」の一辺を支える部族勢力への視点は不可欠である。

以上を踏まえて、本稿ではサウディアラビアにおけるナショナル・アイデンティティーとしての部族意識の問題をさまざまな角度から考察する。なお、本論文の執筆にあたっては、筆者が既に発表済みの中東協力センター編『アラビア半島の諸部族の現状』および『サウディアラビアの統治機構』⁽²⁾など、筆者の旧論文を利用させていただいたので、あらかじめご了承願いたい。

第1節 国家への帰属意識とアサビーヤ

1. 統治支配層と部族勢力

中東では、今世紀の50年代までは、アラビア半島のみならず、遊牧・半遊牧民を中心とする部族社会が、広範な地域にわたって根強く形成されていた。

第1表 中東主要諸国における現統治支配層の権力基盤を構築する主要な要因

要因 \ 国別	エジプト	シリア	イラク	イラン	サウディア アラビア	クウェ イト	バフレ ーン	カタル	UAE	オマーン
部 族					○	○	○	○	○	○
地縁・親族 集团的結合		○	○		○	○	○	○	○	○
宗 教		○		○	○					
イデオロギー	○	○	○	○						

(出所) 筆者作成。

そして、これらの部族は中央集権国家に対して少なからざる影響力を行使していた。

こうした状況下で、これらの地域の支配権力機構が一様に遂行してきた部族、特に遊牧部族に対する基本政策は、その定着化を中核とする部族の解体 (detrribalization) とその統合であった。この部族の解体という第1の政治目標は、国によって程度の差こそあれ、現段階ではほぼ達成されたといえよう。

第1表は中東の主要諸国とGCC 6カ国において、現統治支配層の権力基盤が主としてどのような要因 (①部族, ②地縁・親族集团的結合, ③宗教, ④イデオロギー) によって構築されているかを示している。この表が示すように、部族的要因が現在なお支配権力機構に影響を与えている地域は、サウディアラビアなど、多部族国家を形成する湾西岸王制諸国であるといえよう (オ2図参照)。以下、その事例をクウェイト、およびアラブ首長国連邦に見てみよう (オ2表参照)。

(1) クウェイト：サバーハ家の権力基盤を支える部族勢力

民主化運動に翻弄されてきたクウェイトでは、1991年7月、湾岸戦争後初めての国民評議会が開催された。90年6月に政府の肝煎りで設置されたこの諮問機関は、首長任命の官選議員25名、民選議員50名、計75名の議員から構成されている。だが、選挙で選出された民選議員にしても、アジマーン (‘Ujman), オタイバ (‘Utayba), ムタイル (Muṭayr) 部族などを中心とする

第2表 アラビア湾西岸諸国の統治

国別	サウディア アラビア	クウェイト	バフレーン	カタール	オマーン
統治支配者	サウド家 ⁽¹⁾	サバーハ家 ⁽²⁾	ハリーフ家 ⁽³⁾	サーニー家 ⁽⁴⁾	サイード家 ⁽⁵⁾
出身部族 (出身支部族)	アネイザ 部族 ⁽¹¹⁾ バニー・ウ トープ支族 ⁽¹²⁾	アネイザ 部族 バニー・ウ トープ支族	アネイザ 部族 バニー・ウ トープ支族	アネイザ 部族	ブーサイド 部族 ⁽¹³⁾
その他主要な部族	シャンマル族 ⁽²⁰⁾ オタイバ族 ⁽²¹⁾ カハターン族 ⁽²²⁾ ハルビー族 ⁽²³⁾ ムタイル族 ⁽²⁴⁾ アジマーン族 ⁽²⁵⁾ ムッラー族 ⁽²⁶⁾ その他	バニ・ハーリッ 下族 ⁽²⁷⁾ アワズィム族 ⁽²⁸⁾ ラシャイダ族 ⁽²⁹⁾ ムタイル族 ダフィール族 ⁽³⁰⁾ その他		マアーディ ド族 ⁽³¹⁾	ニザーリー 部族 ⁽³²⁾
備考	現在サウ ディアラビ アには100 を超える大 小様々の部 族が存在す る。cf. Fo- uad Hamza 説	クウェイト の遊牧人口 は1975年の 時点で12万 5000人と推 定される。	同国は遊牧 人口が全く 存在しなく なった最初 の湾岸の国 家である。	人口の約 10%が遊牧 に従事して いる。	

上記各部族名の原語表記は、以下のとおり。

- | | | | |
|----------------|-----------------|--------------------|--------------|
| (1) Āl Sa'ūd | (7) Āl Maktūm | (13) Al Bu Sa'id | (19) Sharqī |
| (2) Āl Ṣabāḥ | (8) Āl Rashīd | (14) Bani Yās | (20) Shammar |
| (3) Āl Khalīfa | (9) Āl Ḥumayd | (15) Āl Bu Falāḥ | (21) 'Utayba |
| (4) Āl Thānī | (10) Āl Mullā | (16) Āl Bū Falāsaḥ | (22) Qaḥṭān |
| (5) Āl Sa'id | (11) 'Anaza | (17) Qawāsīm | (23) Ḥarbī |
| (6) Āl Nahyān | (12) Bani 'Utūb | (18) Āl Na'aym | (24) Muṭayr |

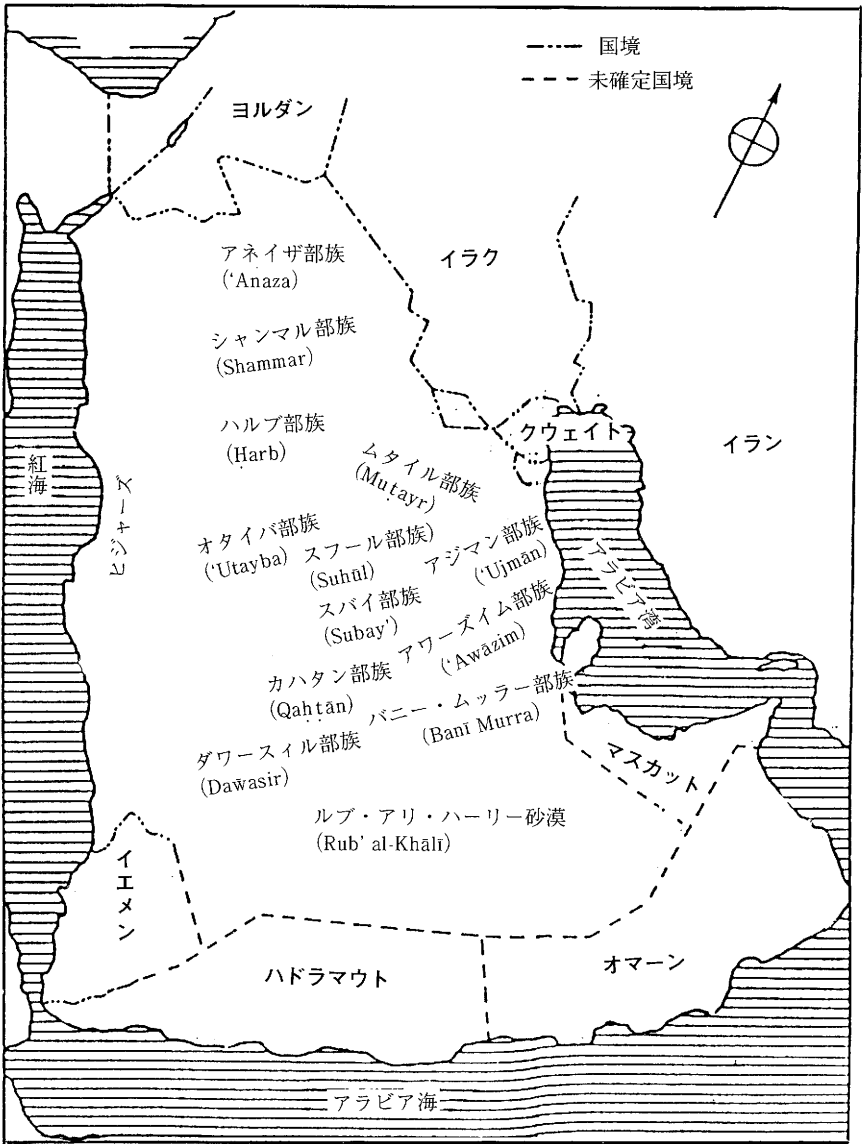
(出所) 富塚俊夫『アラビア半島の諸部族の現状』中東協力センター、
1984年、その他から筆者作成。

支配家と出身部族（支部族）名一覧

アラブ首長国連邦						
アブダビ	ドバイ	シャルジャ	ラス・アル・ハイマ	アジマーン	ウンム・アル・カイワイン	フジャイラ
ナハイヤーン家 ⁽⁶⁾	マクトゥーム家 ⁽⁷⁾	ラシード家 ⁽⁸⁾	ラシード家	フマイド家 ⁽⁹⁾	ムッラー家 ⁽¹⁰⁾	
バニ・ヤース部族 ⁽¹⁴⁾ アル・ブーファ ラハ支族 ⁽¹⁵⁾	バニ・ヤース部族 アル・ブーファ ラサハ支族 ⁽¹⁶⁾	カワーシム部族 ⁽¹⁷⁾	カワーシム部族	アール・ヌアイム部族 ⁽¹⁸⁾	アール・アリー部族	シャルキー部族 ⁽¹⁹⁾
マナーシル族 ⁽²⁵⁾ ジャワーヒル族 ⁽²⁶⁾ アワーミル族 ⁽²⁷⁾ この他、アジマーン族、100年前にイランから移住したバルチャー族が存在する。			シフフ族 ⁽³⁶⁾ ザアフ族 ⁽³⁷⁾ アール・アリー族 ⁽³⁸⁾ マザーリー族 ⁽³⁹⁾	アール・アリー族	アール・ヌアイム族	シフフ族
	住民のほとんどが定住民でその多くがドバイに住む。	カワーシム部族は伝統的にバニ・ヤース部族のライバルであった。政府の主要ポストはカワーシム族が掌握している。	カワーシム部族はラス・アル・ハイマでは少数部族に属し、人口の約40%を占めるに過ぎない。	80%以上がアール・ヌアイム族	人口の87%がアール・アリー族	人口の96%がシャルキー族

- | | | |
|------------------|--------------------|--------------|
| (25) 'Ujmān | (31) Ma'adīd | (37) Za'ab |
| (26) Murra | (32) Nizāri (バルシア) | (38) Āl 'Alī |
| (27) Bani Khālid | (33) Manāṣir | (39) Mazāri' |
| (28) 'Awāzim | (34) Ḍawāhir | |
| (29) Rashā'ida | (35) 'Awāmir | |
| (30) Ḍafīr | (36) Shiḏūḏ | |

第2図 アラビア半島の主要部族



(出所) John S. Habib, *Ibn Saud's Warriors of Islam*, ライデン, E. J. Brill, 1978年。

部族出身者がこの評議会内での首長家を支える保守派の中心的存在となっている。

従来、クウェイトでは部族勢力を中核とする保守派勢力が、首長家の基盤を支える重要な役割を果たしてきた。これら勢力は過去において、クウェイトの政策決定機関であった国会で、反首長家傾向の強い革新勢力を抑え込むなど、行政府に協力してきた。第5回（1975年）、前回の第6回（1985年）の国会選挙でも、部族出身の保守派勢力は政府を支える中核的存在となっていた⁽³⁾。

(2) アラブ首長国連邦：部族の権力バランスの上に構築された連邦

GCC 6カ国の中でも、最も部族国家的色彩の強いアラブ首長国連邦では、第2表の示すとおり、7つの首長国の現支配層は各々その権力基盤を出身部族勢力の支援のもとに、あるいは他の諸部族のパワー・バランスの上に構築してきた。

例えば、この連邦で最大の首長国アブダビ（Abū Ẓabī）では、19世紀初頭以来、バニ・ヤース（Banī Yās）部族の一支族アル・ブー・ファラハー（Āl Bu Falāḥ）族のナハイヤーン家（Āl Nahyān）が首長家を掌握してきた。ドバイ（Dubayy）では同じファラサハー（Āl Bu Falāsah）族出身のマクトゥーム家（Āl Maktūm）が首長家を掌握している。

アブダビでは、ナハイヤーン家とその出身部族バニ・ヤース部族の諸支部族（15支族）を中心に結集し、その他の3大部族（マナースル [Maṇāṣīr], ザワーヒル [Zawāhir], およびアワーミル [Awāmir] 各部族）と連合して、そのバランスの上に支配権力を保持している。

この3大部族のうち、マナースル族はサウディアラビアとの国境に接するアブダビの西部地方を支配しているため、ナハイヤーン家にとって特に重要な存在となっている。また、ジャワーヒル部族はアブダビ東部を代表する強大な部族であり、100年以上の長い期間にわたって、バニ・ヤース部族と友好関係を保持してきた。このため、この部族は3大部族の中では、最も石油

開発の恩恵を受けているといえよう。

このように、現首長家はこれらの部族勢力に対して、政治的経済的配慮を怠ることは許されない状況にあり、その意味で、これら部族勢力は統治支配層の政策決定過程に少なからず影響を及ぼしているといえよう。

2. 半島と部族主義

さて、アラビア半島地域では、現在なお国家という概念が一般民衆レベルでは十分定着しておらず、部族的伝統が社会の重要な基盤となっている。

アラビア半島におけるこうした部族的伝統社会では、ジャーヒリーヤ (Jahiliya—イスラーム以前) 時代以来、部族民は同一の祖先からひとつの血を分けあっているという信念のもとに団結し、部族を基盤とする強力な連帯意識をもって生活してきた。この部族的連帯意識はアラビア語で「アサビーヤ」(‘aṣabiya) と呼ばれ、部族全体およびそのはらからに対する限りない忠誠心を意味した。預言者ムハンマドに関する伝承によれば、預言者はこのアサビーヤをイスラームによる精神的な絆に対立するものとして、強く非難したと伝えられる。

しかしながら、中東史はこの「アサビーヤ」の精神がある場合には崇高な行為として現われ、またその逆に、極めて醜悪な形となって現れた多くの事例を伝えている。部族民は部族長 (シャイフ [shaykh]) を中心に「アサビーヤ」の精神で一致団結し、各部族民は己を捨てて部族全体も個々の部族民を守るために努力を惜しまなかった。例えば、一部族民が部族外で罪を犯した場合、その者の行為の良否、責任などを追求することなく、部族全体がその犯罪者庇護のために団結した。また、一部族民に加えられた外部からの攻撃に対しては、部族全体がその報復に立ち上がり、時には一戦を交えることも敢えて辞さなかった。まさしく、彼らの「半島では部族が参加する」という言葉は、このような個人の問題にも部族全体で対応する有様を物語っている。

以上の「アサビーヤ」の精神は、その後のアラブ民族の血の中に今日まで

脈々と生き続けている。こうした状況のなかで、中東でも最も部族的伝統の強い上述のアラビア半島地域では、多くの部族民は現在なお彼らの伝統的な部族的忠誠心を墨守しようとしている。このため、統治支配層はこれら部族が中央集権化された国家に対する新たな忠誠心にほとんど関心を抱いていないことに少なからざる悩みを抱いてきた。

例えば、ある部族に属するたった一人の部族民に関する誤解や事件が部族全体に直接に関わり合う問題として受けとめられ、それが實際上、全部族に影響を与えることが多い。このため、これら地域の為政者たちはたった一人の遊牧民を扱うに際しても、その部族全体に与える影響を十分に考慮に入れて行動せざるを得ない場合が多い。

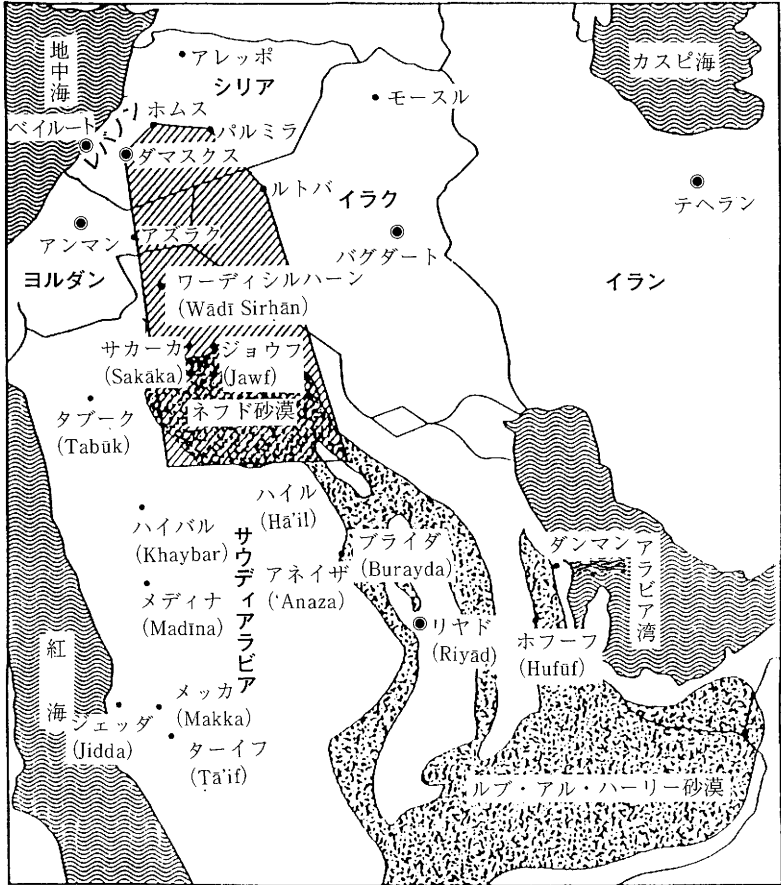
このため、例えば重刑の処罰を科する場合などは、政府はその決定において決して完全に自由ではあり得ないといわれる。そしてその事件に部族長の息子や、あるいは部族長自身が係り合うことともなれば、部族は容易に反乱に立ち上がるかもしれないのである。



こうした理由から、サウジアラビア現支配層は現在もなおこれら有力部族の族長たちに対して政治的配慮を怠っていないといわれる。次の事例はそのひとつである。

ルワラ (al-Ruwala) 部族は北アラビアを中心として活動するアネイザ部族連合 ('Anaza Confederation) の中で最大の部族であり、全半島でも最も人口の多い部族である。ルワラ部族自体の概算によればその人口は約150万人、一般には25~50万人といわれている。この部族は1960年代まで半島の戦略的にも極めて重要な北部地域を支配してきた。その移動領域 (ディーラ [dīra]) はサウディアラビア、ヨルダン、シリア、およびイラクの4カ国にまたがっており、季節によって移動している (第3図および第4図参照)。

さて、この部族は歴代シャアラーン家 (Āl Sha'alan) によって代表されており、現在なお北部国境地域では隠然たる影響力をもっている (第5図参照)。このため、サウディ政府はシャアラーン家に対しては特別の待遇を与えているといわれる。1970年代初め、この地方の経済開発の進め方について、この

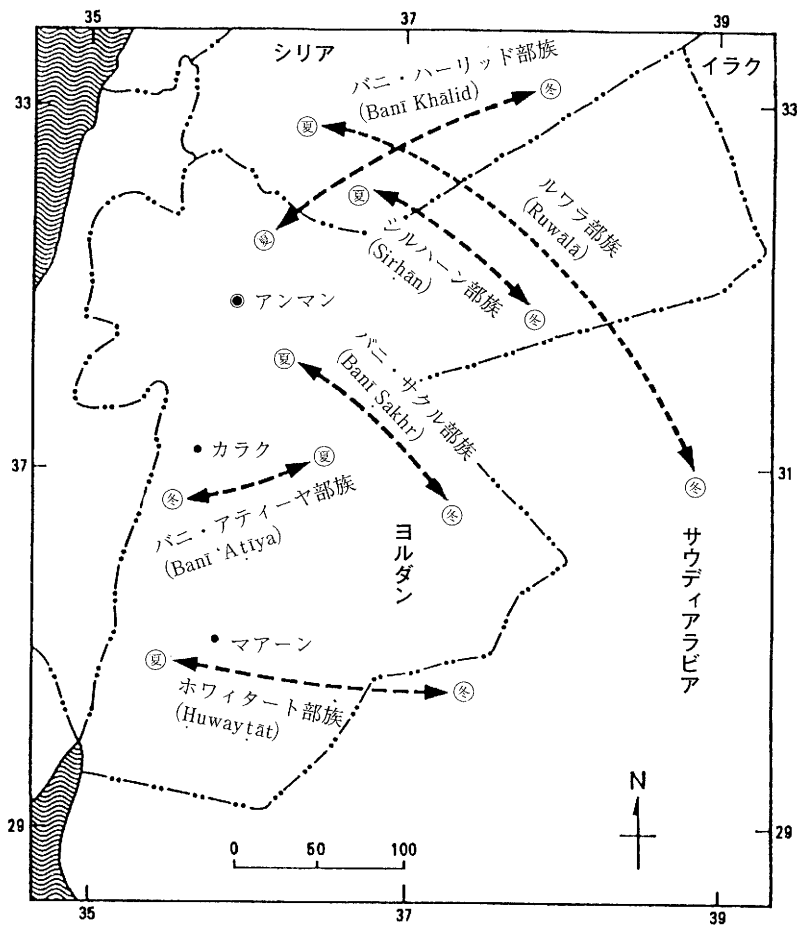
第3図 ルワラ部族の移動領域



-  砂漠地域
-  ルワラ部族の移動領域(約50万km²)

(出所) W. O. Lancaster, *The Ruala Bedouin Today, Changing Cultures*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1981年などより筆者作成。

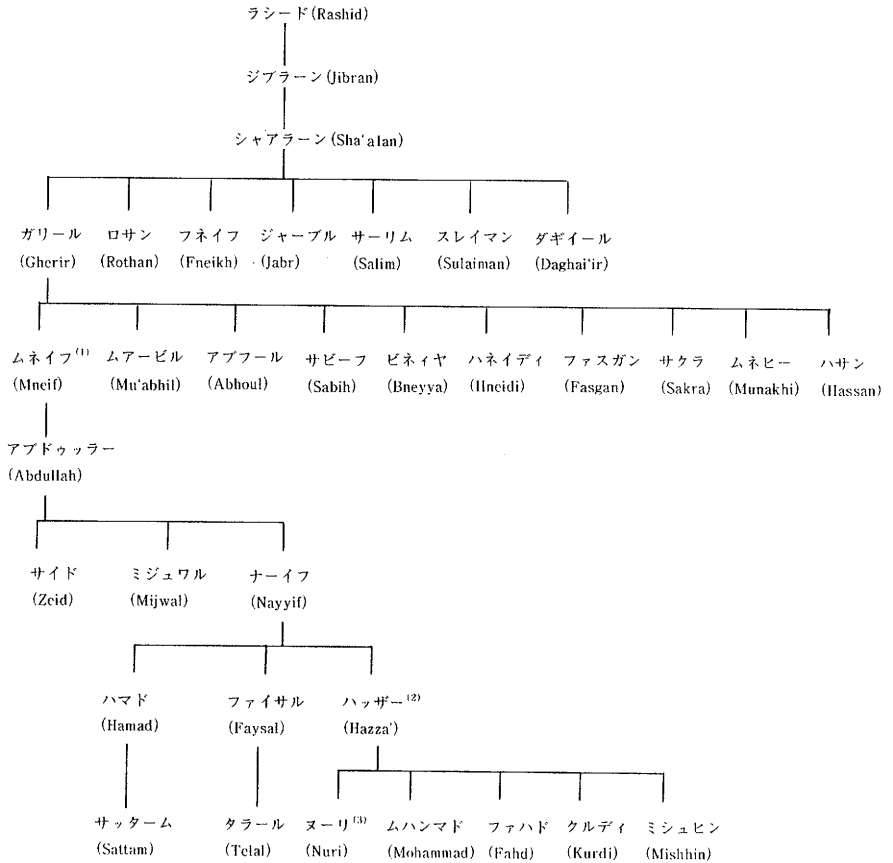
第4図 ヨルダンにおける主要部族の伝統的移動パターン



- ⊙夏期キャンプ地域
- ⊙冬期キャンプ地域

(出所) R. Pattai, *The Kingdom of Jordan*, ニュージャージー, Princeton University Press, 1958年, 158ページ。

第5図 ルワラ族の族長シャアラーン家一族の系譜



(注) (1) シャアラーン家の中で族長を継承する一族

(2) 現在の族長を継承する子孫

(3) 1904～1936年まで、ルワラ族の部族長

なお、ローマ字表記は原典(英語)のまま記載した。

(出所) 第3図に同じ。

族長一族と州行政当局との間で激しいやりとりがあった後、異例なことだが、サウダ家首脳は族長側に軍配を上げたのである。

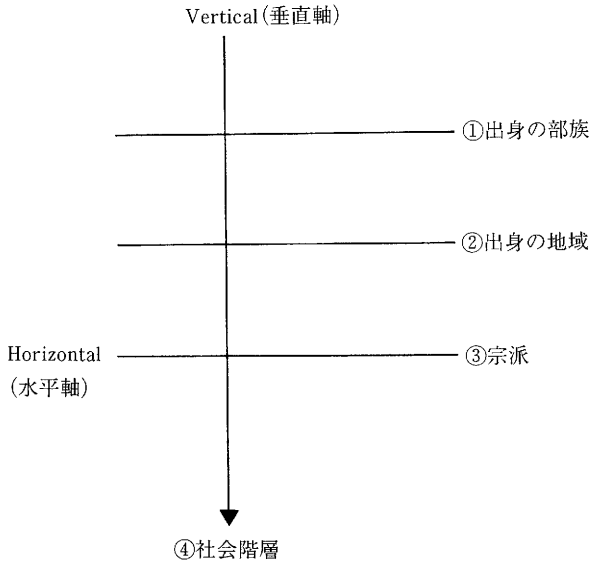
3. サウディ人の自己認識のパターン

さて、米国の政治学者ミッシェル・コリンズ (M. Collins) によれば、平均的なサウディ人は第6図のパターンによって自己認識を行なっている。つまり、彼らはサウディアラビア王国の臣民であるとの基本認識以前に、まず第1に水平軸のレベルで(1)自己の出身部族、(2)出身地域 (例えば、中央ナジド [Najd] 出身とか、東部のハサー [al-Ḥasā'] 出身など)、(3)宗派 (スンナ派か、シーア派かなど)、により自己認識を行なう。同時に、垂直軸のレベルで(4)自己の所属する社会階層、つまりまず王族か非王族か、また非王族の場合、どの階層に属するのかを確認する (第3表参照)。

これらの自己認識の範疇のうち水平軸のレベルでの(1)の「部族主義」や、(2)の「地域主義」こそ、初代国王アブドゥル・アジーズ ('Abd al-'Azīz —在位1932~53年) はじめ、歴代の国王がその打破のために努力を傾注してきた問題であった。

部族主義が国家権力の中央集権化に大きな障害となってきたことは、上述のとおりである。一方、(2)の地域主義については、半島の80%を占める拡大な地域を平定・統合したサウダ家にとって、中央 (サウダ家のお膝元のナジド) と周辺地域 (西部のヒジャーズ [al-Ḥijāz], 東部のハサー, 南西部のアシール ['Asīr], 北部地域) との確執は、長い間悩みの種であった。特に、ナジドとヒジャーズの確執は歴史的伝統があり、根深いといえよう⁽⁴⁾。また(3)の宗派については、サウディ人の大半は建前的には現在ワッハーブ派ムスリムである。だが、石油の大動脈の存在する東部には約45万人のシーア派がおり、1979年11月、著名なカティーフ (al-Qaṭīf) 騒乱事件をおこしている⁽⁵⁾。この王国には、シーア派ムスリムのほか、今世紀前半にサウダ家に征服され、ワッハーブ派に宗旨変えを強要されたハナフィー (Ḥanafī) 派 (ヒジャーズ)、ザイド (Zayd)

第6図 一般的なサウディ人の自己認識のパターン



(出所) Micheal Collins, "Riyadh, The Balance," *Washington Quarterly*, Winter, 1981年。

派やシャーフイイー (al-Shafi'i) 派 (アシール地域), 少数ながらシーア派の一派のイスマーイル (al-Isma'iliya) 派 (旧北イエメン国境周辺) が散在する。

4. 部族的忠誠心と国家に対する忠誠心

さて、現代の中東社会で今日なお部族的忠誠心が国家に対する新たな忠誠心をはるかに超えている事例は、アラビア半島地域には枚挙にいとまがない。次の2つの事例はその典型といえよう。

第3表 サウディアラビアの社会構造

社会階層	備考	人口比率	
上層階級	王族(サウド家)	ファハド国王を中心とする第2世代(アブドゥル・アジーズ王の息子たち), 第3世代(同王の孫たち), 第4世代の約1万5000~2万人の王族。	約5~10%
	シニア・ウラマー	サウド家の宗教的基盤を支えるアール・シャイフ家を中心とするウラマー指導層。その中核は「最高ウラマー会議」のイスラム法学者グループ。	
	部族長	サウド家に友好的な主要部族の長老たち。	
	政府高級官僚	現政府を実質的に支えるエリート・テクノクラート集団(正規軍, 国家警備隊などの軍首脳や, 国立病院の医師, 大学教授を含む)。	
	財閥	ヒジャーズ, ナジド, ハサーで活躍する国際的な企業集団(約100社)。	
	医師・弁護士	自営の医師や弁護士などのエリート集団。	
中産階級	政府職員	政府および政府関連機関の国家公務員(ジュニア・テクノクラート集団)。	約60~70%
	商人層	自営業者(主として商店主, 中小規模のジネコンを含む)。	
下層階級	農民	主として, 中央ナジドのカスィーム, 半島南西部のアシール地区で農業に従事する。	約20~30%
	遊牧部族民	サウディアラビアの主として北部国境地域で遊牧生活を送っている。その数は60~100万といわれる。	

(出所) 筆者作成。

(1) アブドゥッラー皇太子麾下の国家警備隊：「アッダウラ」と「アルフクーマ」

その第1の事例は、サウディアラビアの国家警備隊の存在である。アブドゥッラー（‘Abd Allāh）皇太子麾下のこの軍団は、サウド王家と油田地帯の防衛を主要任務とし、サウド王家に対して忠誠心の高いアネイザ（‘Anaza, シャンマル（Shammar）部族などの2大部族を中心とする幾つかの部族から構成されている。サウディ現支配層は王政堅持の鉄則を守るため、国家警備隊の持つ王家への伝統的な部族的忠誠心を巧みに利用してきたといえよう。

遊牧部族民は一般的に「アッダウラ」（al-dawla, 国家）と「アルフクーマ」（al-ḥukūma, 政府）とをはっきり区別している。彼らにとって、「フクーマ」とはサウド家を指し、王家一族に対する個人的感情に深く結びついている。一方、「アッダウラ」の概念は、独断的な境界内の統治を強要するものであり、独自性を重視する彼らの伝統的な考え方と相容れない概念である。それは具体的には、彼らに対して不必要な干渉を強制する国家の官僚機構を意味している。

(2) 中央政府を牛耳る部族連合

第2の事例は、旧北イエメンのサアダ（Sa‘ada—首都サナアの北170 km）を主要拠点として中央政府を牛耳ってきたハーシッド（Ḥashid）、バキール（Baqil）両部族連合の存在である。これらの2大部族連合、特にハーシッド連合はかつてないほどの強大な勢力といわれるが、サーレハ（Ṣaliḥ）大統領をはじめ、北イエメンの歴代の大統領に絶対的な影響力を持ち、中央政府から独立した自治的単位を構成している。そして部族連合はそれぞれ部族長（シャイフ）を中心に、独自の軍隊、ウルフ（‘urf, 部族慣習法）、裁判所、牧草地などを持っている。これらの部族連合は親族集団の関係で強く結ばれ、中央政府も彼らの意向を無視して政治を行なえない状況にあると伝えられる。

こうした政治情勢のなかで、これまで北イエメンの政治指導者の幾人かは、彼らの部族長たちの意向に反する政治行動をとったとして、彼らの逆鱗に触

れ、これら部族連合から指し向けられた刺客により暗殺されている。例えば、1977年10月、南北イエメンの統合に熱心な推進者だったハムディ (Hamdi) 大統領 (在職1975~77年) の暗殺事件が起こったが、この事件はその一例といえよう。この事件は、南北イエメンの統合の阻止と非同盟中立路線から穏健路線への転換を求めるサウディアラビア、および上述の部族勢力の強力な圧力に対して、ハムディ大統領が敢然と抵抗を試みた結果であった⁽⁶⁾。

第2節 遊牧部族の定着化に対するサウド家の諸政策

1. アラビア半島平定・統合の秘密

さて、アラビア半島の長い歴史を通じて、中央集権政治体制の不在は、その極めて顕著な特徴であった。ここでは有史以来、部族がその社会的政治的組織の基盤を形成してきた。この部族的枠組みを越えて権力を拡大・強化し、中央集権国家を確立するのは極めて難事業であった。

こうした状況のなかで、中央ナジドの一豪族に過ぎなかったサウド家によるアラビア半島の平定・統合は、長いアラビア史の中でも極めて画期的な事件であった。当時、砂漠の部族間の闘争は妥協を許さぬ弱肉強食の原理が貫徹されていた。特に、19世紀から20世紀半ばにかけては、英国、オスマン帝国などの外国勢力の介入により、覇を競う諸部族の浮沈は熾烈を極めた。こうした冷酷な厳しい戦国時代に、国家統一の樹立と、今日のサウディアラビアの発展の基盤を構築したアブドゥル・アジーズの業績は、まさしく偉大というにふさわしい。彼が半島の統合を達成し得た秘密は、彼の戦略家としての個人的な資質に加えて、次の2点に要約されよう (第4表参照)。

第1は、厳格なワッハーブ (Wahhab) 主義を基盤とするイフワーン (Ikhwan) 軍団の創設、遊牧部族民の資源 (水と牧草) のアクセスの変更、戦略結婚などに見られる卓越した部族政策であり、第2には幸運としかいえない石油の

第4表 サウド家の対部族政策の変遷

政策目標 (時期)	実施の方策	備考
部族の平定・解体期 (1902～34年)	①宗教軍団「イフワーン」の創設と軍事的拡張	遊牧民の軍事組織化と完全支配のため創設されたイフワーン団は、サウド家の半島の覇権の確立に強力な牽引力となった。
	②巨大農業プロジェクトの遂行による遊牧社会の生産基盤の変革	これらの農業プロジェクトは遊牧民のニーズを無視して実施されており、巨額の政府支出にもかかわらず、失敗に終わった。
	③遊牧部族民の資源 (水と牧草)へのアクセスの変更 (i)部族の領域 (ディーラ)における非他的権利の廃止 (1925年) (ii)部族への土地の分配 (1968年)	(i)の勅令は、全ての部族の領域の固有の権利を国有化し、資源 (水と牧草)への自由なアクセスを促進させ、その結果、遊牧民の移動パターンに影響を与え、それによって部族の政治的独立の弱体化をはかるものであった。 (ii)の勅令によって着手された部族解体の過程は、(iii)の勅令によって強化された。政府はこの勅令により土地を部族民に分配した。やがて部族社会に土地市場ができ、その結果、遊牧社会の中に貧富の差をつくり出した。そして政府は部族の不動の団結心、忠誠心に楔を打ち込むことに成功した。
部族の統合期 (1934～75年)	政略結婚	アブドゥル・アジーズ王は半島を征服する過程で、有力部族との姻戚関係を結び、17人の妻を娶り、36人の息子をもうけた。現在もなお、王族と主要部族との婚姻による関係強化は続いている。
	パトロニジ (パトロン・クライアント) 制度	石油発見前
	石油発見後	石油発見前は、アブドゥル・アジーズは大商人からの財政援助を受け、1926年のヒジャーズ征服後は、巡礼者への課税、ジェッダ港の関税を得た。これらは忠誠心の薄い遊牧民の支配のための賜金として使われた。 1938年の石油発見後、サウド家は巨額の収入を手にし、大商人に頭を下げる必要がなくなった。そしてサウド家支配層はこの巨万の富の分配というパトロニジ (パトロン・クライアント) 制度を通じて、部族民など下の支配が容易となった。
アサビヤによる統合の再構築期 (1975年～)	サウド家に対して友好的であった有力部族との関係の再強化	サウド家は国家形成にあたって、反体制派諸部族を解体・統合してきたが、その一方で、友好部族のサウド家に対する不動の部族的忠誠心を更に強化し、王制の堅持に利用してきた。この両者の関係強化の政策は、上述のパトロニジ (パトロン・クライアント) 制度である。

(出所) 筆者作成。

発見がある。

まず第2の石油の発見は、初代国王アブドゥル・アジーズの国家統一直接の財政的にも最も逼迫した時期にあたっていた。そのため、これは国王にとってアッラーの恵み以外の何物でもなかったといえよう。この石油収入は建国の基盤を固めた国王に、半島の平定以上に難事実であった「国家統合の維持」を可能ならしめた。

第1については、半島を平定・統合し覇権の確立を志す者は、まず第1に無軌道・無節操な遊牧民の完全な掌握・支配が必要であった。遊牧民は砂漠の砂にも似て、拳の中に握ることはできても、握る力が弱まればすぐ指の間からこぼれ落ち、ばらばらになってもとの小さな孤立した単位にかえってしまう存在であった。

歴代のサウド家の指導者たちは、遊牧民を制する者が砂漠を制するという政治哲学を持っていた。それは、1818年のダルイーヤ (al-Dar'īya) 陥落 (第1次サウド朝の終焉) からサウド家が学んだ厳しい歴史的遺産であった。ダルイーヤの攻防戦は半島の歴史にその名が残る激しい戦いであった。サウド軍は終始勇戦したが、オスマン帝国の近代兵器で装備したエジプト軍の前に、力尽きて屈服した。このダルイーヤの戦いで、サウド家と運命を共にしてエジプト軍の猛攻に最後まで戦った者は、主としてダルイーヤに住むハダリ (ḥaḍari, 定着民) であった。遊牧部族民は戦況がサウド家にとって不利になったとみるや、戦列を離れ、いっせいに敵側に寝返ったのである。

2. 第1の実験：「イフワーン団」の創設

こうした状況下に、サウディアラビアの建国の段階、つまり1902年のアブドゥル・アジーズのリヤード (al-Riyāḍ) 奪還から32年の建国に至るまでは、サウド家による遊牧部族民の定着化政策とは、本質的には部族解体政策 (dtribalization policy) と軌を一にするものであった。以下、部族解体の方策としての定着化について概述する。

(1) 「神技と呼ぶにふさわしい」構想

1912年、アブドゥル・アジーズは「イフワーン団」の創設という極めてユニークな構想に着手した。この「天才のみがなし得る神技と呼ぶにふさわしい」⁽⁷⁾構想は、2つの大きな狙いがあった。それは、①機動性の高い遊牧民の軍事組織化と、②無軌道・無節操な遊牧民の完全な掌握・支配であった。

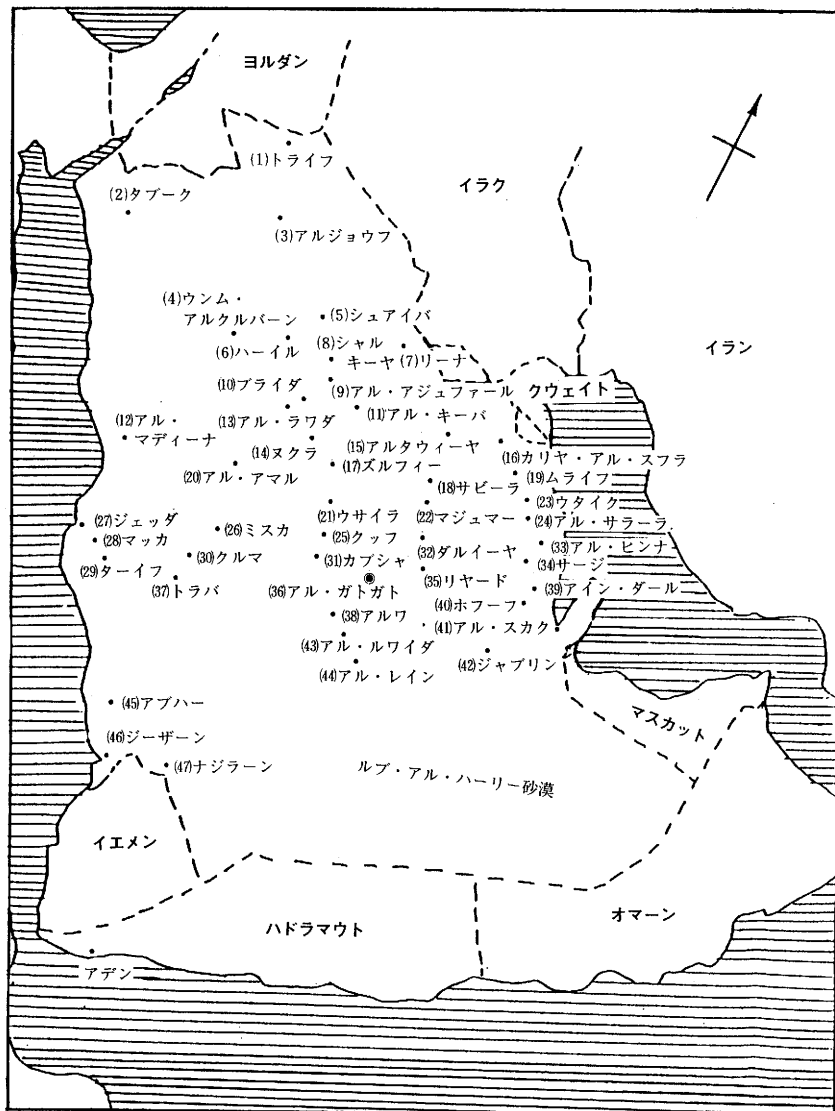
アブドゥル・アジーズは、この目的のために、遊牧民の定着化と彼らのワッハーブ派への忠誠心により、旧弊に満ちた部族主義を断絶し、部族の枠組みを越えた宗教軍団「イフワーン」(同胞)の創設という壮大な構想の実現に踏み切った。

彼はまずナジドの各部族の所有するワーディ(wādī, オアシス)に、モスクをはじめ公共施設を備えた入植地(Hijar)を設けた。そしてこの入植地で、遊牧民の農耕による定着を奨励するとともに、この入植地をイフワーン団の軍事組織とワッハーブ派信仰の拠点とした。当初は、個々の部族から構成される混成部隊の編成により、イフワーン団の中から部族色を払拭し、彼らの忠誠心を直接サウド家の組織の下に組み込む体制作りも試みられた。だが、この計画は失敗し、結局最終的には約120を数える入植地は部族単位となり、各部族の長がそのリーダーとなった(第7図参照)。

また、アブドゥル・アジーズがイフワーン団にムタッウイン(muṭṭawwi'in, ワッハーブ派教義の布教、戒律実施の指導僧)を配属させ、イフワーン団のメンバーに対して、ワッハーブ教徒としての厳格な訓練を励行させた。こうしてここに、厳しいワッハーブ派の教義に極めて忠実であり、禁欲的で非妥協的なイフワーン軍団が誕生することとなったのである。

その後、イフワーン軍団はアブドゥル・アジーズの麾下のもとに、サウディアラビア王国の建国の牽引力として極めて大きな役割を果たした。この軍団がいかにサウド家の半島征服に貢献したかは、同軍団創設の1913年から、29年のその解体までのわずか10数年の間に、サウディアラビア王国の版図が急激な拡大をみせ、王国南西部アシルを除く現在のサウディ領のほとんどが、この時期に王国に併合された事実からも理解されよう(第8図参照)。

第7図 主要な入植地 (Hijar) の分布図 (1922年)

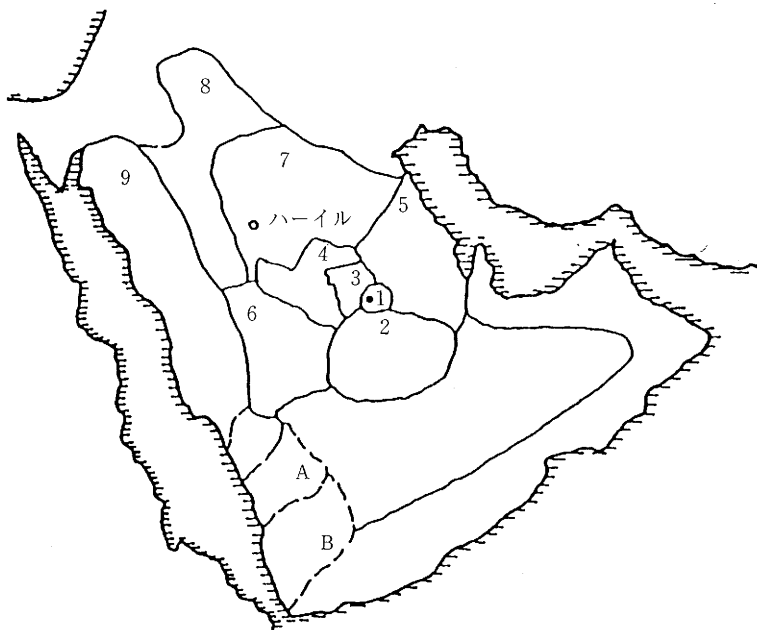


图中地名の原語表記は次のとおり。

- | | | | | | |
|-------------------|------------------|----------------------|-------------------------|-------------------|-----------------|
| (1) Turayf | (9) al-Ajfar | (16) Qariya al-Sufra | (24) al-Sarar | (32) al-Dar'tya | (40) al-Hufuf |
| (2) Tabuk | (10) Burayda | (17) al-Zulfi | (25) Khuff | (33) al-Hinna | (41) al-Sikak |
| (3) al-Jawf | (11) al-Qba | (18) Sibila | (26) Miska | (34) Thaj | (42) Jabrin |
| (4) Umm al-Qubban | (12) al-Madna | (19) Mulayh | (27) Jidda | (35) Riyad | (43) al-Ruwayda |
| (5) Shu'ayba | al-Munawwara | (20) al-Amar | (28) Makka al-Mukarrama | (36) al-Ghat'ghat | (44) al-Rayn |
| (6) Ha'il | (13) al-Rawada | (21) Uthayla | (29) al-Ta'if | (37) Turaba | (45) Abha |
| (7) Lina | (14) Nuqra | (22) al-Majma' | (30) Khurma | (38) Arwa' | (46) Jtzn |
| (8) Sharqiya | (15) al-Artawiya | (23) Utayyiq | (31) Kabsha | (39) 'Ain Dar | (47) Najran |

(出所) 第2図に同じ。

第8図 ワッハーブ派イフワーン軍団の半島の平定(年代順)(1902~25年)



〈平定地域(数字は平定年)〉

1. リヤド (al-Riyāḍ) 1902
2. アフラージ (al-Aflāj) 1906
3. リヤド北方地域 1908
4. カシーム (al-Qashim) 1910~12
5. ハサー (al-Hasā') 1913
6. オタイバ ('Utayba) 1919~20
(タラバ (Turaba), ホルマ (al-Khurma) を含む)
7. ハーイル (Ḥa'il) 1921
8. ルワーラ (Ruwāla) 1922
9. ヒジャーズ (Ḥijāz) および北部アシール ('Asīr) 1924~25

〈その他の地域〉

- A. アシール ('Asīr)
- B. イエメン (Yaman)

(出所) Randall Baker, *King Hussein and the Kingdom of Hejaz*, ケンブリッジ, The Oleander Press, 1979年, 200ページより作成。

(2) イフワーン団の反乱と鎮圧

「イフワーン」の名で天下に恐れられたこの軍団は、サウド家の半島の統合事業に多大の貢献を果たした。だが、その創設の初めから両刃の剣として、アブドゥル・アジーズにとって極めて危険な存在に転化する可能性を秘めていた。その理由は、半島の征服・統合にあたって彼とイフワーン団との間にその建国の意図に大きな相違が存在していたことにある。

イフワーン団はイスラームの復興主義的な基盤の上に、清教徒的なワッハブ王国の建設を夢見てきた。だが、アブドゥル・アジーズは漸進的な近代化を容認する態度をとった。この両者の考え方の相違は、サウド家の半島平定と覇権の確立の過程でさらに拡大していった。やがて両者は1929年のシビラ (Sibila) の激突、そしてイフワーン軍の解体という破局に向かうことになる。

1928年、イフワーン団の行動を統制できぬと考えたアブドゥル・アジーズは、その説得のため、リヤードにイフワーン団の指導者たちとウラマーを集め、「大集会」を開催した。だが、反サウド家の姿勢を最後まで崩さなかった有力部族、ムタイルおよびオタイバの両部族のアル・ダウイシュ (Fayṣal al-Duwish) とイブン・ビジャド (Sulṭān ibn Bijād) の両部族長は、この会議への参加を拒絶した。ここに至ってついに、アブドゥル・アジーズはこのイフワーン団との対決を決意した。そして1929年3月、創設以来無敵を誇るイフワーン団2万人を、アルタウィヤ (al-Arṭāwiya) の近郊シビラの戦いと、これに続く同年6月の再度の決戦でせん滅した。この宿命的で熾烈な戦闘では、アブドゥル・アジーズが英国から供与されたマキシム機関銃 (毎分650発の性能) など、当時の最新兵器が大きな威力を発揮したといわれる。

以上みてきたように、政府主導による遊牧民の定着化の最初の試みは、サウディアラビア王国建国の初期の時代に行なわれた。その試みは「イフワーン」運動の発展、およびサウド家の国土拡張政策の開始と結びついていた。軍事的・宗教的運動としての「イフワーン団」の解体の後に続く時期において、これらの入植地は急速に衰退し、人口も減少した。そして入植地に定着

した遊牧部族民たちは、再び遊牧生活に帰るか、あるいは国家警備隊に職を求めて都市部に移った。こうして、入植地における定着化と異部族間の統合の推進による部族解体のプロセスは、一応凍結されることになった⁽⁸⁾。

3. 第2の実験：巨大農業プロジェクトの実施

前述の第1の実験は1912年、サウディアラビア王国の建国の初期に着手され、半島の覇権が確立した30年代初めに、部族解体という主要目的を一応達成して終結をみた。だが、遊牧民の定着化という目標は達成し得なかった。

さて、政府主導による定着化の第2の実験は、1950年代のおわりに開始された幾つかの巨大農業プロジェクトであった。サウディ政府によるこの実験を可能にしたものは、石油開発の急速な進展に伴う国家収入の急増であり、これによってサウディ政府は、最新の農業技術の導入が可能になった。政府のこの巨大プロジェクトの主要な狙いは、農業開発により遊牧社会の生産基盤を根本的に変革すること、つまり遊牧集団を牧畜活動から農業へ切り換えることによって、彼らの生計基盤を転換することにあった。

アラビア半島は1950年代後半から60年代の初めにかけて、極めて厳しい干ばつにみまわれた。そして遊牧民たちは多くの家畜を失うという試練に遭遇した。これらプロジェクトはこうした長期にわたる厳しい干ばつの時期を選んで着手された。

このうち、主要プロジェクトはヨルダン国境近くのワーディ・シルハーン (Wadi Sirhān) と、リヤードの東方約200kmのハラド (Ḥarāḍ) で実行に移された。前者は主としてシャラーラート (Sharārat) 部族、後者はアール・ムッラー (Āl Murra) 部族を対象としたプロジェクトだった。だが、これらの農業プロジェクトは計画の初期の段階から遊牧民のニーズも考慮されないまま実施に移されており、巨額の政府支出にもかかわらず、失敗に終わった。この結果、これら地域の生態上の環境が正常に戻り、牧畜活動が可能になると、大多数の遊牧民はまたもとの遊牧生活に戻った⁽⁹⁾。

4. 第3の実験：部族の領域の排他的権利の廃止と、部族への土地分配に関する2つの勅令

政府による第3の実験は、部族の解体という政治目標の達成の上で、最も成功をおさめたといえよう。それは、「遊牧民の資源（水と牧草）へのアクセスの変更による定着化政策」である。これは、遊牧民の伝統的な遊牧システムへのサウド家による介入政策であった。

さて、その具体的な施策は次の2つの勅令の公布、(1)「部族の領域（ディーラト・ル・カビラ [Dira al-Qabila]）における排他的権利の廃止に関する法令」（1925年公布）と、(2)「部族への土地分配に関する法令」（1968年公布）により、実施された。以下、これらの法令を基に遊牧民の定着化に対するサウディ政府の法的な介入政策と、その主要な影響について考察する⁽¹⁰⁾。

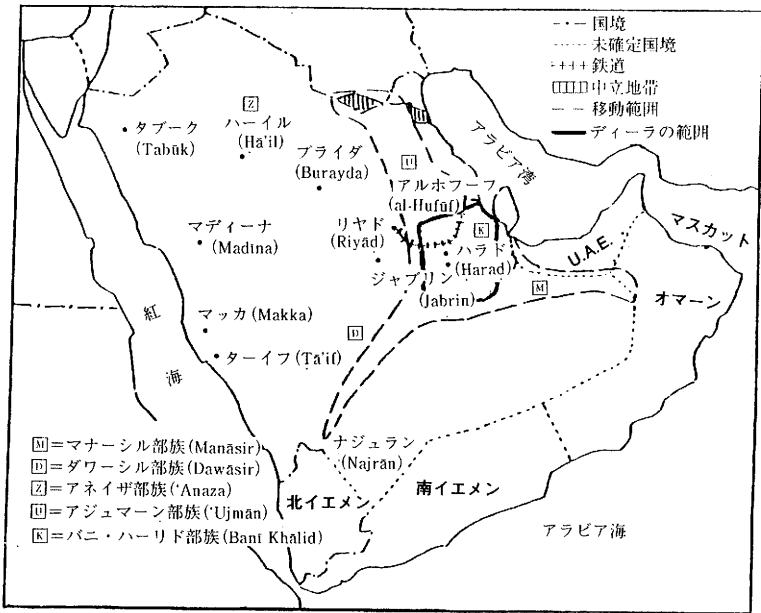
(1) 部族の領域の排他的権利の廃止に関する法令（1925年公布）

1925年公布のこの法令は、それまで部族が排他的に利用してきた自己の領域の諸権利を廃止した。その結果、全ての部族は欲すれば誰でも、かつて他部族の所有であった領域（ディーラ）で資源（水と牧草）を自由に利用することが可能となった⁽¹¹⁾。

この法令による政府の狙いは、①自己の領域を利用する部族の伝統的な排他的諸権利を廃止して、全ての部族の資源への自由なアクセスを促進すること、その結果、②遊牧民の移動パターンに影響を与え、それによって部族の政治的独立の基盤をしだいに弱体化させること、にあった（第9図参照）。

確かに、サウド家はこの法令の施行により、部族の主要な機能のひとつである資源への排他的アクセスの権利を奪い、彼らの生活共同体が持つ利益の保護と運営の機能の解体に成功した。だが、この法令はそれとは別の面で幾つかの長期的かつ重要な影響を及ぼした。その代表的な事例のひとつは、この法令の施行により部族の領域の管理者が不在となったため資源の荒廃化を

第9図 アール・ムッラー部族の領域と移動範囲



(出所) Mohammad Hussein Al-Fiar, "The Faisal Settlement Project At Haradh Saudi Arabia : A Study in Nomad Attitudes Toward Sedentarization," 博士論文, Michigan State University, 1977年。

発生させ、牧畜の生産性に悪影響を及ぼしたことである。今日のサウディアラビアにおいて、ワーディー・シルハーンやハイル (Hā'il), カシューム (al-Qashim) のブライダ (Burayda) など、この荒廃の過程を経験している地域は多い。

ところで、領域における部族の排他的諸権利を廃止する1925年の法令は、現代の輸送手段の発展という要因によって、一層その成果をあげることができたといえよう。自動車の導入は、遊牧民の牧畜のための行動可能な範囲を画期的に拡大した。その結果、遊牧民のキャンプや家畜への水の供給が容易となり、また遊牧民と都市部や農業の中心地との頻繁な接触が可能となった。そして伝統的な牧畜のために数百キロも離れて住む家族たち、あるいは部族

員と会うことは極めて容易となった。こうした事実は、部族自身がかつて自己の領域に賦存した資源の利用の排他的権利を保存・維持しようとする彼らの関心をしだいに希薄なものとしてきた。

このように、上述の勅令によって着手された部族の機能の弱体化の過程は、次項で述べる「部族への土地分配に関する1968年の法令」によって強化され、促進されることになる。

(2) 部族への土地分配に関する法令（1968年公布）

1968年に公布されたこの勅令は、上述の法令と同様に、部族社会の統合のメカニズムに多大の変革を引き起こした。政府は1970年以降、この法令に基づき、多くの土地を部族民に分配してきた。例えば、大ナフド（Nafud）砂漠の南端にあるハイイル州の入植地（シャンマル部族の領域）の事例はその一例である。

分配された土地は3年間の耕作期間が過ぎれば、耕作者の所有となり、他に転売が可能となった。このため、農作物の利益率が低かったりすると、部族民は容易に土地を手離してきた。このため、王族や富裕な実業家・農民はこれらの土地を彼らから買い上げ、外国労働者たちに耕作させて⁽¹²⁾、一方政府から巨額の補助金を手にするようになった。

こうした新規の土地所有者は、かつてその領域に属していた部族出身者とは限らない。その土地の取得にあたって部族のメンバーに限るという規準が考慮されるのは、最初の土地の分配の段階においてのみであり、土地がいったん譲渡されると、この規準はもはや土地を取得するための決定的な要因とならない。

このように、1968年のこの法令は、かつては資源（水と牧草）の利用について部族全体の集団的権利しかなかった部族社会に、土地市場を出現させることになった。これは、これまで部族的結束の支柱であった遊牧社会の権利体系の上にもたらされた最初の、そして最も重要な影響であった。言い換えれば、サウド家はこの勅令によって、遊牧社会の中に貧富の差に基づく急激

な差別の条件を造り出し、結果として部族民に特有の不動の団結心、部族への忠誠心にくさびを打ち込むことに成功をおさめたのである。

5. ジュハイマンの反乱と土地問題

1979年11月、イスラーム復興主義集団の中でも最も過激な宗教グループ「アルイフワーン」は、著名なメッカ（Makka—正確にはマッカ）事件を起こした⁽¹³⁾。この事件は、丁度時期を同じくして起こった東部のシア派の騒乱事件とともに、当時サウド王家の存立基盤をその根底から掘り崩すものとして、王家支配層を震撼させた。またこの事件により、サウド王家はその名誉を深く傷つけられ、王国の安定性について多くの論議を呼ぶことになった。

この事件はサウド家支配層の威信に対する真っ向からの挑戦であり、反徒に対する王家首脳の怒りは極めて激しかった。このため、彼らは反徒に対して、ウラマー指導層さえ使うことをはばかった「ハーリッジ・アッディーン」（*khārij al-dīn*）、すなわち異端者の烙印を押すことになった。

1980年1月初め、この事件の首謀者ジュハイマン・ビン・ムハンマド・アル・オタイビー（*Juhaymān bin Muḥammad al-'Utaybi*）を含む反徒63名が斬首された。この事件の詳細については、今日に至るまで不明な点が多い。だが、彼ら反徒を決起させた背景には、強い経済的な不満があったと伝えられる。サウディアラビアでは70年代に始まった過熱気味の経済発展の中で、土地の価格は信じ難いほどの高騰をみせた。上述の1968年の法令の施行は、同一の部族員の間に際立った貧富の格差と、一部の極めて激しい不満分子をつくりあげた。オタイバ族に属するジュハイマン・オタイビーの一族は、こうした運命を蒙った不満分子の一部であった。

フィールドで実施された幾つかの調査・研究⁽¹⁴⁾によれば、上述の第2の勅令の施行は半島の最も強大で、サウド家に影響力を持つ大部族にとっては、巨万の富を手にする千載一遇のチャンスであった。現在土地投機で巨万の富を築く時代は終焉したが、こうした貧富の格差はこの機会に便乗できなかつ

た弱小部族にとって、将来にわたり大きな不満の種として残ろう。

以上みてきたとおり、ジュハイマン・オタイビーの反乱は、一見サウド王家の統治の正統性や王族の腐敗を糾弾する極めてイスラーム急進派的な形態をとったが、この事件の背後には、土地問題という強い経済的不満が存在していたことが読みとれよう。宗教志向の強い中東、特に半島地域では、時の政権に反抗を試みる者は、宗教勢力と手を結び、イスラームを錦の御旗として利用するケースが少なくないのである。

6. サウド家の遊牧部族への抜き難い不信感

サウディアラビアにおけるサウド家と部族との関係を考察する上で重要なひとつの視点は、サウド家がいわゆる「バドゥ」(badw, ベドウィン)の家系ではなく、14～15世紀の時代にすでに「ハダリー」(定着民)であった事実である。サウド家はもともとアラビア湾に臨むアルカティーフに住んでいた。1446年頃、ナジドのワーディ・ハニーファ(Wadi Ḥanifa)にサウド家の遠祖マーニィ・アル・ムラーディ(Māni' al-Murādi)が移住してきた。以来、サウド家はダルイーヤのオアシスに定着し、この周辺の集落の支配権を持つことになった⁽¹⁵⁾。従って、サウド家の王族たちはサウディアラビアが多部族国家(multi-tribal state)であるとしても、いわゆる「ベドウィン国家」では決してないと確信している。

ところで、「1977年10月、エジプトのサダト大統領がエルサレムを訪れた際、多額の援助を受けていたサウディアラビアのハーリッド(Khalid)国王にその旨事前通告を行なわなかった。サウド家は裏切られたと感じたが、サダトはサウド家を『単純なベドウィン』とみなしていた⁽¹⁶⁾。もしこのエピソードが信憑性の高いものとすれば、サダト大統領は「名士の(アリストクラテック)」な体質をもつサウド家に許すべからざる侮辱を与えたことになる。なぜなら、サウド家は自らが遊牧民(バドゥ)出身でなく、定着民(ハダリー)出身であることに限りない誇りを抱いているからである。そしてさらに言え

ば、サウド家が自らをアラブの源流といわれるカハターン系 (Qaḥṭān, イエメンに代表される南部アラビア人) ではなく、アドナーン系 (‘Adnan, アラブ史の主役を演じてきた北部アラビア人) であることに限りなき誇りを抱いてきたことは、興味深い。

さて、サウド家の指導者たちは、同家の250年にわたる苦渋に満ちた歴史から、遊牧民が無謀な略奪者であり、一顧だの価値のない輩であることを学んできた。また一方、サウド家の宗教的支柱をなしてきたワッハーブ派のウラマーたちも、サウド家と同様に遊牧民に対して抜き難い恐怖心を抱き、蔑視の態度をとってきた。

一方、部族側においても、ムタイル、アジマーンなど多くの反体制派の部族は、西欧の社会学者が指摘するよりもはるか以前から、サウド家、およびアール・シャイフ家やスディル (Āl Sudayr) 家などサウド家を取りまく一族の持つ都会的傾向を鋭く感知していたのである。アラビア半島の統合時代にサウド家の命運をかけて行なわれた1929年のシビラの戦いは、こうした傾向を持つサウド家支配層に向けられた諸部族からの不信感が、その背景にあったことは明らかである。こうした部族側からのサウド家指導層に対する不信の念は、サウディ社会において貧富の差が拡大しつつある今日、増幅されることがあっても、消え去ることはないであろう。

第3節 サウド家の直面する部族問題

1. 地方行政機構と族長制の伝統

さて、現在サウディアラビアにおける主要部族は、フアード・アルフェルシー (Fouad al-Farsy) によれば、88部族が存在する (第5表参照)⁽¹⁷⁾。部族の中には、上述のオタイバ部族をはじめ、シャンマル部族、カハターン部族、アネイザ部族、ハルビイー (Ḥarbi) 部族、ルワラ部族などの大部族から、

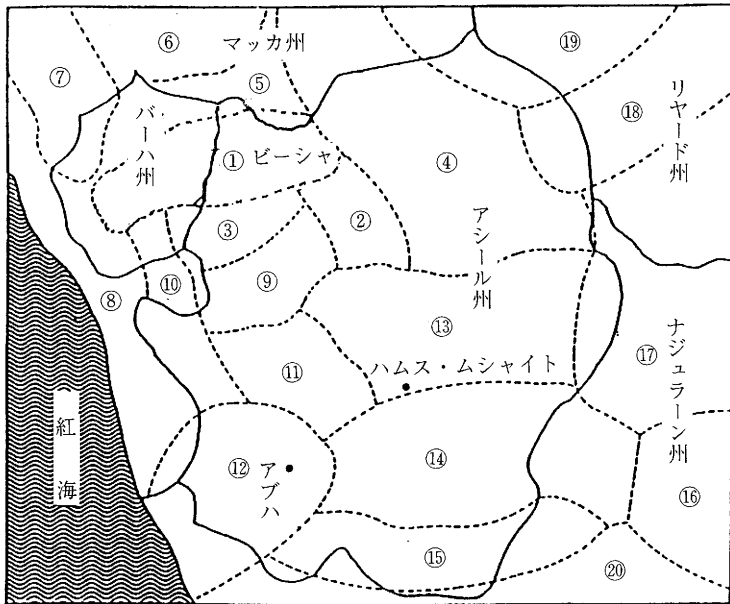
第5表 サウディアラビアにおける主な部族名(86部族)

Belahmer (バラフマル)	Al Sahol (アル・サフル)
Belasmer (バラスマル)	Al Shararat (アル・シャララート)
Ahle Bareg(q) (アハレ・バレグ)	Kabilat Fahme (カビラト・ファフマ)
Bahr bin Sukayna (バハル・ビン・スカイナ)	Belgarn (バルガルム)
Baqum (バクーム)	Bano Malek Asir (バヌー・マリク・アシール)
Bili (ビーリー)	Bano Muhammad (バヌー・ムハンマド)
Bano Tamim (バヌー・タミーム)	Me'gyed (マアジード)
Bano Thawa'h (バヌー・サウア)	Al Mosa (アル・ムーサー)
Thamalah (サマアラ)	Bano Nashar (バヌー・ナシャル)
Thaqif (サキーフ)	Bal'eyre (バレイレ)
Al Gahadlah (アル・ガハドラ)	Kabilat Bani Hager (カビラト・バニー・ハジャル)
Al Ga'afrah (アル・ガアフラ)	Helal (ヘラール)
Go'dah (グアダ)	Bano Ya'ly (バヌー・ヤーイル)
Gohaynah (ゴハイナ)	Kabilat al Ogman (カビラト・ル・オグマーン)
Belhareth (バルハレース)	Kabilat Harb (カビラト・ハルブ)
Asir (アシール)	Kabilat al Howaytat (カビラト・ル・ホワイタト)
Al Kam al Howle (アル・カム・アル・ホウラ)	Ahle Hala (アハレ・ハラ)
Al Ashraf (アル・アシュラフ)	Thoo Hasan (サウ・ハサン)
Quraysh (クライシュ)	Khaled (バニ・ハーリッド)
Bano Malek (バヌー・マリク)	Shamran (シャムラン)
Al Masarehah (アル・マサーレハ)	Bano Shehre (バヌー・シャフレ)
Kabilat al Morrah (カビラト・ル・ムッラー)	Shahran (シャフラーン)
Al Mongehah ((アル・マンジーハ)	Al Sha'lawah (アル・シャアラフ)
Al Nogo'a (アル・ヌジュア)	Shammar (シャンマル)
Amre (アーミル)	Al Selbeh (アル・サルベ)
Hothayl (フサイル)	Kabilat Twowayreg(q) (カビラト・トゥワイレグ)
Kath'am (カサアム)	Al Zufayer (アル・ズファイル)
Kotha'ah (クサアア)	Kabilat Anzah (カビラト・アナエザ)
Kamiseen (ハムスイーン)	Kabilat Utaybah (カビラト・オタイバ)
Bano Kidayr (バヌー・カダイル)	Kabilat Bani Atayah (カビラト・バニー・アティーヤ)
Al-dorayeb (アル・ドライブ)	Al Awazim (アル・アワズィム)
D'akyah (ダアキヤ)	Bano Abas (バヌー・アッバース)
Dawasir (ダワースィル)	Bano Shobayl (バヌー・ショバイル)
Rabiy'ah (ラビーア)	Qahtan (カハターン)
Rigal al Ma'a (リジャール・アル・マーア)	Al Mahdy (アル・マハディ)
Al Rashaydah (アル・ラシャイダ)	Bano Marwan (バヌー・マルワン)
Al Raysh (アル・ライシュ)	Kabilat Motayer (カビラト・ムタイル)
Zubeid (ズベイド)	Al Manasir (アル・マナーシル)
Zahrán (ザハラーン)	Nagran (ナジラーン)
Bano Zeid (バヌー・ザイド)	Al Nomoor (アル・ヌムール)
Saby'a (サビーア)	Gamid (ガームィド)
Bano Sa'ad (バヌー・サアド)	Hotaym (フタイム)
Sufyan (スフヤーン)	Yam (ヤーム)

(注) 表記は原典のまま記載した。

(出所) Fouad Al-Farsy, *Saudi Arabia: a Case Study in Development*, ロンドン, Kegan Paul International, 1978年, 78ページ。

第10図 サウディアラビア南西部の主要部族分布図



—— 州境 - - - - 部族境界線

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| ① ガーミッド・ザハラーン (Ghāmid Zahrān) | ⑪ バアスマル (Ba Asmar) |
| ② シャムラーン (Shamrān) | ⑫ リジャール・マア (Rijāl al-Ma') |
| ③ バルクルン (Ba al-Qurn) | ⑬ シャハラーン (Shahrān) |
| ④ バアフマル (Ba Ahmar) | ⑭ ルファイダ (Rufayda) |
| ⑤ オタイバ ('Utayba) | ⑮ ムガイド (Mughayd) |
| ⑥ サキーフ (Thaqif) | ⑯ バニ・ヤーム (Banī Yam) |
| ⑦ マリク・ハディール (Malik Hadil) | ⑰ カハターン (Qahṭan) |
| ⑧ ジュハーディラ (Juhādila) | ⑱ ダワースイル (Dawāsir) |
| ⑨ バアスマル (Ba Asmar) | ⑲ スブウ (Sub'u) |
| ⑩ バニ・シャハル (Banī Shahr) | ⑳ ハーシッド (Hashid) |

(出所) Sir Kinahan Cornwellins, *Asir before World War I* (Arabia, Past and Present 3), ケンブリッジ, The Oleander Press, 1976年 / David George Hogarth, *Hijaz before World War I* (Arabia, Past and Present 7), ケンブリッジ, The Oleander Press, 1978年 / al-Zulfa, Muhammad, "Village Communities in Bilad Rufaydan : Their Political and Economic Organization," *Arabian Studies*, No. 6, 1982年, 77~96ページ, その他の資料から筆者作成。

アシール地方の部族までさまざまな部族が含まれる。特に、半島の南西部にあたるアシール地域には、多くの部族が集中して居住している(第10図参照)。それはこの地域が標高1200メートルをこえ、半島で天水農業が可能な唯一の地域であるためである。

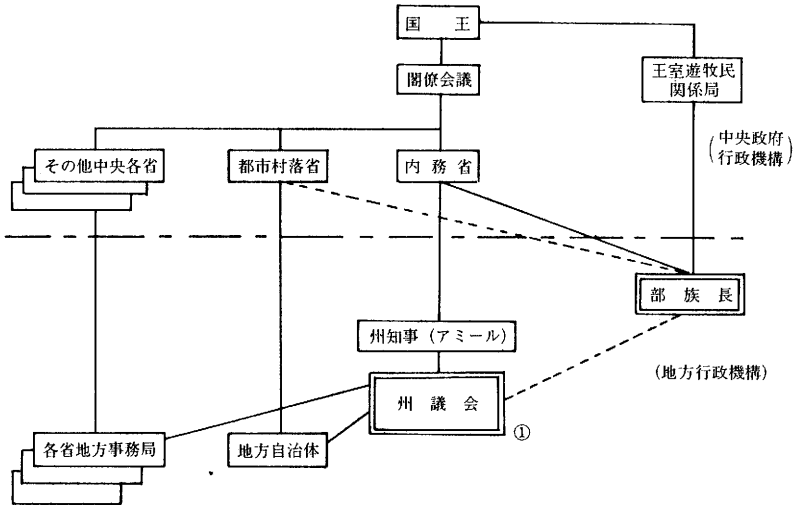
この表にはその部族名が見当たらないが、主として半島北部を中心に移動する「幻の部族」といわれる少数部族スルッバ (Şulubba) 部族もいるといわれる。この部族は自らは牧畜を行わず、牧畜民に手作業などの労務提供を行ない生計をたてている。この部族の出自は不明であるが、金髪と両手首に十字の入れ墨をする習慣のために、逃げ遅れた十字軍の末裔であると信じられてきた。因に、彼らの部族の名称スルッバは、十字架を意味するアラビア語の「サリーブ」(şalīb) から派生した言葉である⁽¹⁸⁾。

このように数多くの部族が存在し、その部族の族長制の伝統を現在なお保持するサウディアラビアでは、地方統治は中央政府から派遣された州知事を中心に、各省の地方出先機関と、部族勢力の遺制の上に執行されている(第11図参照)。

現在サウディアラビアは、14の行政州から構成される。確かに、州知事は国王の名代として中央政府の代表である。だが、地方行政にあたっては、部族の伝統的な統治権を尊重するよう求められている(第6表および第12図参照)。

だが、それは部族長グループが現在なお中央政府に対して、かつての隠然たる地方勢力を保持していることを意味するわけではない。それは、サウド家の現支配層が地方の一般行政について、一方的に執行するのではなく、でき得る限り地方部族の指導者たちの支援と協力を得て行政を行なうという慎重な政治的配慮を払っているためである。例えば、地方の地域経済開発の策定・実施に際しては、サウディ政府は部族長など、地域指導者たちからの要望や地域の実情に関する情報を十分聴取した上で、彼ら自身の指示と支援を得ながら、それらのプロジェクトの円滑な実施に努力している。また、このため、中央政府は地方行政当局に対し、これら部族長たちとの常に友好的な関係の維持と、対話を求めてきた。

第11図 部族長と中央政府・州知事との関係



(注) ①1992年3月1日、ファハド国王は政治制度改革の一環として地方行政法を公布した。この法令第15条に州議会の設立が成文化されている。同法によれば、市民側からは、州知事の推薦と内相の合意に基づく首相の命令によって、学識経験者や専門家の中から10名を下らない市民が選ばれる。任期は4年とし、再任できる。

(出所) 筆者作成。

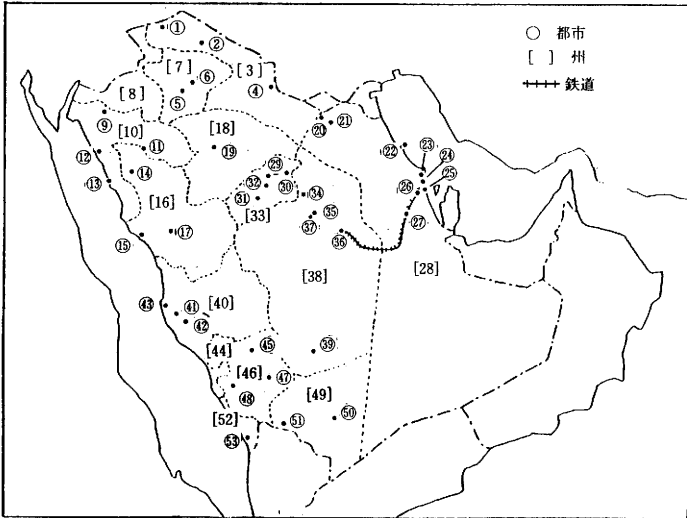
2. 政策決定過程への参画システム

さて、これらの部族長によるサウディ現政権の政策決定過程への参画は、主として下記の2つの制度、(1)マジュリス (majlis) 制度と、(2)州議会 (majlis al-mantāqā) 制度を通じて行なわれている。つまり、サウディ現体制はこれらの2つの制度によって制約を受けているといえよう。

(1) 王宮でのマジュリス制度

サウダ家の現統治支配層は恒例として定期的に主要部族長たちとの協議の

第12図 サウディアラビアの行政区および主要都市



- | | |
|---|--|
| ① トライフ (Turayf) | [28] 東部州 (Mant'aqa al-Sharqiya) |
| ② バダナー (Badana) | ②⑨ フライダ (Burayda) |
| [3] 北部国境州 (Mant'aqa Hudud al-Shimaliyya) | ⑤⑩ ズルフィー (Zu'fi) |
| ④ ラフナハ (Rafah) | ⑪ アネイザ ('Unayza) |
| ⑤ ダウマ・アルジャンダル (Dawma al-Jandal) | ⑫ アルラース (al-Ras) |
| ⑥ サカーカ (Sakaka) | [33] カスィーム州 (Mant'aqa-Qas'im) |
| [7] ジョウフ州 (Mant'aqa Jawf) | ⑭ マジマ (Majma'a) |
| [8] クライヤート州 (Mant'aqa Qurayāt) | ⑮ カサブ (Qasab) |
| ⑨ タブーク (Tabuk) | ⑯ リヤード (Riyād) |
| [10] タブーク州 (Mant'aqa Tabūk) | ⑰ シャクラ (Shaqlra) |
| ⑩ タイマ (Tayma) | [38] リヤード州 (Mant'aqa Riyād) |
| ⑫ ドバー (Duba) | ⑱ スライル (Sulayyil) |
| ⑬ ワジフ (Wajh) | [40] マッカ州 (Mant'aqa al-Makka al-Mukarrama) |
| ⑭ アル・ウラー (al-'Ula) | ④① マッカ (al-Makka al-Mukarrama) |
| ⑮ ヤンブ (Yanbu') | ④② ターイフ (T'a'if) |
| [16] マディーナ州 (Mant'aqa al-Madina al-Munawwara) | ④③ ジェッダ (Jidda) |
| ⑰ マディーナ (Madina al-Munawwara) | [44] バーハ州 (Mant'aqa al-Baha) |
| [18] ハーイル州 (Mant'aqa Ha'il) | ④⑤ ビシャ (Bisha) |
| ⑱ ハーイル (Ha'il) | [46] アシール州 (Mant'aqa 'Astr) |
| ⑲⑳ ハフル・アルバーティン (Hafur al-Ba'tin) | ④⑦ ハムス・ムシャイト (Khams Mushayt) |
| ㉑ カイスーマ (Qaysima) | ④⑧ アブハー (Abha) |
| ㉒ ジェバイル (Jubayl) | [49] ナジュラーン州 (Mant'aqa Najran) |
| ㉓ カターフ (Qat'if) | ④⑨ シャルラ (Shar'ra) |
| ㉔ ダンマーム (Dammām) | ⑤① ナジュラーン (Najran) |
| ㉕ アルコバル (al-Khubar) | [52] ジーザーン州 (Mant'aqa Jizan) |
| ㉖ ダハラーン (Dhahran) | ⑤② ジーザーン (Jizan) |
| ㉗ ホフーフ (Hufuf) | |

(出所) Committee for Middle East Trade, *Regional Development in Saudi Arabia* (COMET's Special Report), ロンドン, 1983年, 8 ページ。

ための会合（マジュリス）を王宮で開き、この会合には国王はじめ、王家の要人が出席する。また、サウダ家首脳は王宮のマジュリスに加えて、定期的に地方を巡歴し、主要部族長との会合を比較的頻繁に持っている。

(2) 州議会制度

1992年3月1日、ファハド国王が発表した「地方行政法」の狙いのひとつは、州議会の設置である。この地方議会制度は、サウディアラビアにおいては比較的古い歴史と伝統をもっている。そのひとつはアラビア半島の部族社会に

第6表 サウディアラビアの州知事・州副知事・州次官

	州知事	州副知事	州次官
マッカ州	○マージット・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Majid ibn 'Abd al-'Aziz）	○サウド・イブン・アブドゥルムフシシ・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Sa'ūd ibn 'Abd al-Muḥsin ibn 'Abd al-'Aziz）	□ハマド・シャーウイ （Ḥamad Shāwī）
リヤード州	○サルマーン・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Salmān ibn 'Abd al-'Aziz）	○サッターム・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Saṭṭām ibn 'Abd al-'Aziz）	□アブドゥッラー・ブレイヘド （'Abd Allāh Bulayhid）
メディナ州	○アブドゥルマジード・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 'Abd al-Majīd ibn 'Abd al-'Aziz）	空席	□アブドゥッラー・アルアリー・アルザイド （'Abd Allāh al-'Alī al-Zayd）
ハーイル州	○ムクリン・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Muqrin ibn 'Abd al-'Aziz）	空席	□ハマド・ラーシド・アブー・ナイヤーン （Ḥamad Rāshid Abū Nayyān）
東部州	○ムハンマド・イブン・ファハド・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Muḥammad ibn Fahd ibn 'Abd al-'Aziz）	○ファハド・イブン・サルマーン・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Fahd ibn Salmān ibn 'Abd al-'Aziz）	□サアド・アルオタイシャーン （Sa'd al-'Utayshān）
北部国境州	○アブドゥッラー・イブン・ムサーイド・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 'Abd Allāh ibn Musā'id ibn 'Abd al-'Aziz）	空席	空席
カシーム州	空席	○ムハンマド・サアド・イブン・アブドゥルアジーズ （〔HRH〕 Muḥammad Sa'd ibn 'Abd al-'Aziz）	□ムハンマド・ファハド・スワイリム （Muḥammad Fahd Suwaylim）

クワイヤート州	＋スルタン・アブドゥルラハマーン・アルスデイリー ([HH] Sulṭān 'Abd al-Raḥmān al-Sudayrī)	空席	＋ナーイフ・イブン・アブドゥルアジーズ・アルスデイリー ([HH] Nayf ibn 'Abd al-'Aziz al-Sudayrī)
ジョウフ州	＋スルタン・イブン・アブドゥルラハマーン・アルスデイリー ([HH] Sulṭān ibn 'Abd al-Raḥmān al-Sudayrī)	空席	＋アブドゥルラハマーン・イブン・アフマド・アルスデイリー ([HH] 'Abd al-Raḥmān ibn Aḥmad al-Sudayrī)
タブーク州	○ファハド・イブン・スルターン・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Fahd ibn Sulṭān ibn 'Abd al-'Aziz)	空席	□アフマド・クライシー (Aḥmad al-Kurayshi)
ナジュラン州	＋ファハド・イブン・ハーリド・アルスデイリー ([HH] Fahd ibn Khālid al-Sudayrī)	＋スルターン・ハーリド・アルスデイリー ([HH] Sulṭān Khālid al-Sudayrī)	＋ナーセル・ハーリド・アルスデイリー ([HH] Naṣir Khālid al-Sudayrī)
ジーザン州	＋ムハンマド・イブン・トルキール・アルスデイリー ([HH] Muḥammad ibn Turki al-Sudayrī)	空席	＋ムハンマド・トルキール・アフマド・アルスデイリー ([HH] Muḥammad Turki Aḥmad al-Sudayrī)
バーハ州	○ムハンマド・イブン・サウド・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Muḥammad ibn Sa'ūd ibn 'Abd al-'Aziz)	空席	＋ファイサル・イブン・ムハンマド・イブン・サウド (Fayṣal ibn Muḥammad ibn Sa'ūd)
アシール州	○ハーリド・イブン・ファイサル・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Khālid ibn Fayṣal ibn 'Abd al-'Aziz)	○ファイサル・イブン・バンドル・イブン・アブドゥルアジーズ ([HRH] Fayṣal ibn Bandar ibn 'Abd al-'Aziz)	□ムハンマド・スレイマン・スワイリム (Muḥammad Sulaymān al-Suwaylim)

(注) 名前の前に付けた記号はそれぞれ

○……サウド王家出身者, +……スデイリー家出身者, □……その他の王家出身者, を示す。

また, アルファベット表記の前に記した記号は, それぞれ

[HRH] ……王位継承権を持つ王子 (=His Royal Highness の略)

[HH] ……王位継承権のない王子 (=His Highness の略)

(出所) Committee for Middle East Trade, *Regional Development in Saudi Arabia* (COMET's Special Report), ロンドン, 1983年, その他より筆者作成。

育まれ, 各部族長のもとで行なわれてきた部族評議会的な伝統である。アラビアの部族社会では, その意思の決定のプロセスは部族全員の合議制 (shūra, シューラー) を建て前としてきた。もうひとつは, アブドゥル・アジーズ王のアラビア半島統合以前から, ヒジャーズ地方に存在していた市民議会制度 (niẓām al-majlis al-madani) である。アブドゥル・アジーズは1926年, 征服したこの地方の住民を統治するため, 「ヒジャーズ憲法」を制定した。彼はこの憲法の中に, ヒジャーズ地方の伝統であった市民議会制度をそのまま採り入れた⁽¹⁹⁾。その最大の理由は, 当時都会的で文化的にも高かったヒジャー

ズの住民は、中央ナジドの部族的な統治制度では統治するのが困難であると、アブドゥル・アジーズが判断したためであった。

さて、上述の「地方行政法」は今回初めて公布された法令ではない。すでに1963年10月に地方行政改革を狙った「地方行政組織法」(niḡam al-muḡaṡa'at)が制定され、公布されている。その後、サウディ政府は新たな「地方行政法」の制定のために、この地方行政組織法に基づき在リヤードの行政研究所 (Institute of Public Administration) を中心に、政府関係各省、自治体との意見の調整を行なっていると、これまでしばしば伝えられてきた⁽²⁰⁾。

今回の地方行政法第16条によれば、州議会の構成は、次のとおりである。

- ①州知事 (議長)
- ②副州知事 (副議長)
- ③次官および県知事
- ④州内の政府機関の長
- ⑤学識経験者や専門家 (約10名)

①～④は政府要人によって占められる一方、⑤はその地方に在住の30歳以上の有能な人格者であるサウディ人男性から、首相が任命することになっている。地方の部族長たちは現在③の次官 (wakil al-amir, ワキール・アルアミール) か、県知事 (amir al-imara, アミール・アル・アマール) の要職を占める者が多い。今後、⑤のポストもこれら部族勢力によって占められることが多くなろう。

3. 地方分権化と部族問題

さて、1992年3月1日に発表のファハド国王の一連の政治制度改革の中で、地方分権化 (decentralization) の推進を骨子とする「地方行政法」が部族問題との絡みで、最近サウディ・ウォッチャーの注目を集めている。

前出の第6表で明らかのように、サウディ政府はこれまで14の行政州の知事職・副知事職に、多くの王子を送り込んできた。そして近年サウド王家の第3世代 (ファハド国王の息子たちの世代) の王子が、これら要職を占め始め

ている。この傾向はファハド国王の時代になってから強まり、中央集権化の強化に反対してきた一部の部族の反発を招いていると伝えられる。

こうしたなかで、知事や副知事の現職にある第2世代の王子の高齢化に伴い、このような世代交代が今後ますます進行しよう。だがこの場合、部族の族長たちがこれら第3世代の王子たちに対して、初代国王アブドゥル・アジーズやファハド国王を中心とする第2世代の王子に対して行なってきたのと同様な臣下の誓い (bay'a, バイア) を行ない、恭順の意を示すかどうか注目されよう。その主要な理由は、これら部族長たちがアブドゥル・アジーズとその息子たちによって築きあげられた「サウド家の王国」の統治の正統性 (legitimacy) を承認してきたとしても、半島の平定・統合になんら関与しなかった孫たちに対して、統治支配者としての権威を認めることを快しとしないとするものである。この問題は将来サウド家首脳にとって地方部族との軋轢の原因となるかもしれない。

4. 反体制派勢力としての部族

さて、サウド家による半島の平定・統合の過程で、多くの部族が同家に対して反乱に立ち上がった。これらの多くの部族はサウド家によりせん滅された。これらの部族のうち、アジマーン部族やムタイル部族などは、すでに前出の「イフワーン団の反乱と鎮圧」で述べたとおり、一貫してサウド家に反抗してきた典型的な反体制派部族であり、サウド家の統治支配層は今日なお彼らの忠誠心に対して心を許していないといわれる。これらの部族は最近まで東部州の世襲的な知事職を掌握してきたジルウィ家 (Āl Jilūwī) によってその厳しい責めを受けてきた。

こうしたなかで、1979年11月、メッカ事件が起った。オタイバ部族を中心とするナジドの諸部族は、サウド家との結びつきが強い限り、現政権には反抗することはできない、とサウディ支配層はかねがね主張してきた。だが、この幻想はこの事件によってもろくも崩れ去った。反徒の多くは、この事件

の首謀者ジュハイマン・オタイビー自身を含めて、中央アラビアのナジド出身のオタイバ部族であった。

メッカ事件の背景については、「ジュハイマンの反乱と土地問題」の中で詳述したように、サウディ政府の土地分配制度によって部族員の間に生じた富の格差への強い不満があったことは、すでにみたとおりである。

さて、これら反体制部族勢力は今後、特に王国で政治変動があった場合、サウド家にとって政治的不安要因となり得るであろうか。確かに、中央政府と部族勢力との関係には、今なおグレーな部分が多く、その意味で、この点に関するケイ（Shirley Kay）の次のコメントは的を射たものといえよう。

「部族の力は明らかに減少しつつある。今日、部族がどの程度まで脅威を意味するかについて述べることは難しい。」⁽²¹⁾

おわりに——サウド家のジレンマ

アラビア半島では、これまでみてきたとおり、部族的伝統が社会の重要な基盤を形成しており、「アサビーヤ」と呼ばれる部族的連帯意識が現在なお、強く生き残っている。半島の現支配層はこの部族的絆の強い地域での国家形成にあたって、2つのオプションしかなかった。それは、(1)諸部族を解体し、自己の権力構造の中にとり込むか、あるいは(2)強力な主要部族のパワー・バランスの上に、自己の権力の保持をはかるかの選択であった。前者の典型的なパターンはサウディアラビアであり、後者はUAEに代表されるパターンである。また前者の場合にしても、部族的要因は統治支配層の政策決定過程に、今なお少なからざる影響を及ぼしていることは、これまで検証してきたとおりである。

だが、この不動の団結を誇ってきた部族主義や部族的連帯意識も、長期的にみれば、現在急激に進行する経済開発とそれに伴う都市化現象などにより、今後しだいに希薄化する運命にあるといえよう。そして旧弊に満ちた部族主

義の打破こそ、半島の現支配家が建国の当初から第1の政治目標としてきたものであった。

皮肉なことだが、冒頭で述べたとおり、サウド家をはじめ湾岸王制諸国の支配家は、近年反体制派の部族勢力の動向を厳しく注視する一方で、友好部族を中心にアサビーヤによる国家統合の再構築を試みているようにみえる。それは、支配家に対する有力部族の不動の忠誠心を王制堅持のために利用することにある。この典型的な事例は既述のとおり、サウディアラビアの国家警備隊の存在である。その主要任務は王家の警護である。

こうした部族的な絆を重視した政策は、例えばコモンナー (commoner, 非王族シニア・テクノラート) の政府要職への任命の際にもみられる。現に、サウディ現閣僚のうち、都市村落相 (部族対策が主要任務の要職)、財政・国家経済相、情報相、労働・社会問題相、工業電力相、高等教育相など、治安など国家の安全保障に関わる重要ポストは全て、中央ナジドの有力部族出身の名家一族によって占められている (第7表参照)。例えば、サウディ宗教界を牛耳ってきたシャイフ家に対しては、歴代のサウド家首脳は特別の配慮を払い、つい最近まで3つの閣僚ポストを与える慣例を尊重してきた (現シャイフ家は農水相と都市村落相、司法相の3つの閣僚ポストを押さえている。ただし司法相は92年9月に新たに任命されたもので、それまでは2つのポストに留まっていた)。また、これらの名門エリートたちは政府の高官として一族の名誉を高めるとともに、王家と彼ら一族との「主従関係」を円滑に運営するために、ワスタ (wāsiṭa, ミッドマン) としての重要な役割を果たすことが、双方の側から期待されてきたのである。

ここで問題となるのは、サウド家の部族的背景のないシニア・テクノラートの処遇である。サウディアラビア西部のヒジャーズ地方には、かつてメッカ巡礼や商用で来てこの輝かしき土地に住みついた「ムジャーウィリーン」 (mujāwirīn, 聖地の隣りに住む人たちの意) が多く存在する。これらの部族的な背景を持たない、いわゆる「背番号のない」エリートたちは、国家の安全保障に関わりのない非政治的で技術的な分野でしか活躍するチャンスが与

第7表 サウディ主要閣僚（非王族）出自一覧（1992年9月18日）

閣僚ポスト	大臣名	出自（出身家，出身地）
農業・水資源相	アブドゥルラフマン・アールシャイフ ('Abd al-Raḥman Āl Shaykh)	シャイフ家(ナジド) (Āl Shaykh)
石油・鉱物資源相	ヒシャーム・ナーゼル (Hishām Naẓir)	ナーゼル家(ヒジャーズ) (Naẓir)
企画相	アブドゥルワッハブ・アッタール ('Abd al-Wahhāb 'Aṭṭār)	アッタール家(ヒジャーズ) ('Aṭṭār)
高等教育相	ハーリド・アンガリー (Khālid Angharī)	アンガリー家(ナジド) (Angharī)
工業電力相	アブドゥルアジーズ・ザーメル (Abd al-'Aziz Zamil)	ザーメル家(ナジド) (Zāmil)
財政・国家経済相	ムハンマド・アバル・ハイル (Muḥammad Abū al-Khayr)	アバル・ハイル家(ナジド) (Abū al-Khayr)
商業相	スレイマーン・アールスレイム (Sulaymān Āl Sulaym)	スレイム家(ナジド) (Āl Sulaym)
情報相	アリー・シャール ('Alī Sha'ir)	シャール家(ナジド) (Sha'ir)
都市・村落相	ムハンマド・アールシャイフ (Muḥammad Āl Shaykh)	シャイフ家(ナジド) (Āl Shaykh)
保健相	ファイサル・ホジェイラーン (Fayṣal Ḥujaylān)	ホジェイラーン家(ナジド) (Ḥujaylān)
労働社会相	ムハンマド・ファーイズ (Muḥammad Fa'iz)	ファーイズ家(ナジド) (Fa'iz)
司法相 (1992.9.18任命)	アブドゥッラー・アールシャイフ ('Abd Allāh Āl Shaykh)	シャイフ家(ナジド) (Āl Shaykh)

(出所) 筆者作成。

えられていない。それは、サウディアラビアのような部族社会では親族集团的結合が最後の拠り所と考えられているためである。四半世紀3人の国王に仕えたヤマニ (Yamani) 前石油相も、部族的支援のないこうしたエリート閣僚の一人であったといえよう。

ところで、今回の湾岸戦争は王国の国民各層に大きなインパクトを与え、部族意識を超えたサウディ国民としての国家意識を異常なまでに高揚させた。そのため、保守・開明両派から、現支配層に対するさまざまな要求や批判が噴出する皮肉な結果となった。この沈黙の封鎖社会に一石を投じたのは、1990年11月および91年5月、ファハド国王宛に提出された2つの署名入りの請願書である。そのひとつはジェッダ (Jidda) ・ベースの民主・開明派有識者集団からの請願書で、もうひとつはリヤドを主要な拠点とする保守派からの請願書である。両者の請願書の内容は全く対照的で、前者がリベラルな色彩が濃いのに対して、後者はイスラーム色が濃厚に打ち出されている。後者の請願書については、その署名者がイスラーム急進派ではないか、との見方が出るほど政府への批判は手厳しかった⁽²²⁾。

このように、サウド家首脳が将来にわたって直面する重要な内政問題は、その多くが「近代化対伝統」問題から派生することになる。ファハド国王を盟主とする開明派は、「西欧流の政治・社会の自由化」を伴わない経済の近代化が、サウディアラビアにおいて可能であり、「富・テクノロジー」と「イスラーム・部族的伝統の価値感」は、共存可能であるとの見方をとっている。そして、この考え方はヒジャーズの財閥や有識者たちの強い支持を受けてきた。

だが一方、ナジドを中心とする保守派勢力はこれらの急激な近代化の推進により、イスラームの価値体系が崩壊しつつあるとの強い危機感を抱いている。こうしたなかで、とりわけ湾岸戦争後、ナジドのヤング・ウラマーを中心とするイスラーム急進派の動きも活発化している⁽²³⁾。

サウド家は王制堅持の鉄則を守るため、「鉄の三角形」の底辺を支える宗教・部族両勢力に今後ますます依存せざるを得ない立場にある。国内の民

主・開明派と保守派両者の乖離が大きく、その抗争が激化するなかで、「鉄の三角形」の頂点に立つサウド家首脳は、今後ますます深刻なジレンマに遭遇していくこととなろう。

〔注〕

- (1) 湾岸戦争は王国に経済面でも無視できないほどの大きな影響を与えた。例えば、財政面では、湾岸危機以後、石油収入が大幅な増収となった反面、多国籍軍への拠出、周辺国の支援などによって増収分を上回る支出が生じた。支出の内訳は、多国籍軍への資金供出が191億ドル（米軍への135億ドルを含む）、周辺国援助約60億ドル、武器購入109億ドル、その他サウディ軍の配備の費用や、原油増産にかかる費用などが35億～40億ドル、総額約400億ドルに達する。現在サウディアラビアウオッチャーたちは、この王国がこの巨額の支出にどのように対応するのか、注目している。
- (2) 中東協力センター編『アラビア半島の諸部族の現状』1984年、中東協力センター編『サウディアラビアの統治機構Part I』1982年、中東協力センター編『サウディアラビアの統治機構 Part II』1983年。
- (3) 1992年10月5日実施されたクウェイト国民議会選挙は当初の予想に反して、反政府グループが圧勝した。この選挙においても、部族勢力がプロ政府系当選議員の中核となった。部族勢力の中心はアジマーン、ムタイル、アワーズィム、ルシャイダ部族など8つの主要部族である。
- (4) ナジドとヒジャーズの確執は根深く、その抗争の歴史は7世紀中葉までさかのぼるといわれる。この頃、アブー・バクル（Abū Bakr）が派遣した將軍ハーリッド・イブヌル・ワーリド（Khalid ibn al-Walid）と、ヤマーマ（Yamama）地方のハニーフア（Ḥanīfa）族の預言者マスラマ（Maslama：一般には偽預言者ムサイリマ [Musaylima] で知られる）との間で争われた抗争は有名である。また、近世では18世紀中葉以降、メッカのシャリーフ（Sharif）家と中央ナジドに興隆したサウド家との間で、半島の版図拡張をめぐる幾度となく争われてきた。1924年のサウド家によるヒジャーズ征服以降、サウド家はこの地方の大商人の子弟を重用し、拡大を続ける国家機構の要職につけるなど、特に中央アラビアのナジド地方との格差の是正に努めてきた。だが、ヒジャーズ住民の不満は小さくない。その主要な理由は次の点にある。

①部族的伝統社会の王国では、部族的背景を持たないヒジャーズ住民は、ナジド出身者に比べて、政府の要職につく機会が少ないこと。前出の第7表からも明らかのように、現閣僚中、ヒジャーズ出身者はわずか2名（石油・鉱物資源相、企画相）である。また、その閣僚ポストも国家の安全保障や治安に関係のない技

術的技能を必要とするポストに限られていること。

②ビジネスの機会にしても、政府関連の大型プロジェクトはナジド出身の財閥（王族も含まれる）が優先されると信じていること、などである。

- (5) 『メッカ・ニュース』 (*Makka News — the Organization of Islamic Revolution in Arabian Peninsula* 発行) 1992年2月18日報道によれば、サウディアラビアの東部においてワッハーブ派のウラマーがシーア派教徒に対する改宗を強要した事件を採りあげ、非難している。
- (6) al-Shali, Muḥammad ‘Ali, *al-Malami’ al-Sa‘ūdīya al-Tawassu‘ fī al-Yaman* [イエメンにおける拡張主義者サウディアラビアの野望], ベイルート, Dār-Khaldun, 1979年, 120ページ。なお、イエメン中央政府に影響力を行使する部族勢力の最近の事例として、次の2つの例を挙げよう。①今回の湾岸戦争の初め、旧北イエメンの親サウディ部族長シャイフ・アハマド・フマイリー・アルハバリー (Shaykh Aḥmad Fumaylī al-Ḥabārī) など14人の部族長たちが、イエメンの全部族長の名においてファハド国王を支持する電報を送っている (Foreign Broadcast Information Service, *Daily Report : Middle Near East & South Asia*, 1990年9月12日付)。②1989年5月、旧北イエメンのマリブ (Maḥab) 近郊で自動車の政府への未登録を巡って同地域の部族と政府軍が武力衝突を起こし、双方に多数の死傷者を出す事件が発生している。中央政府の調停努力で事態は収束に向かったが、中央政府の統制力の欠如をさらけ出してしまった。これに対してサーレハ大統領は、同年10月にサアダ州 (北部), マリブ州, ジョウフ (Jawf) 州 (東部), イッブ (‘Ibb) 州 (南部) の視察を行ない、地方の部族指導者たちとの対話に努めた。この視察で、大統領は各地で狭隘な部族主義を非難するとともに、各地方の開発計画が住民の福祉向上に貢献することを力説、中央政府への忠誠を求めた。興味深いことは、この視察に北部・東部の北イエメン最大の部族連合ハーシッド部族の部族長が同行したことである (中東調査会「イエメン内政」89年4月～90年3月) [中東調査会編『中東・北アフリカ年鑑 1988年4月～1991年6月』中東調査会, 1991年] 202～203ページ参照)。
- (7) Philby, H. St. John, *Saudi Arabia*, ロンドン, Ernest Benn, 1955年, 313ページ。
- (8) コールは下記の著書の中で、サウディ政府の部族政策について、次のように述べている。「サウディ政府は部族の統合を破壊しようとする代りに、国家警備隊の組織を通じて、部族単位を維持するためのメカニズムを提供するとともに、部族を政府自身の権力構造の中に組み入れることを意図した。」 (Cole, Donald, *Nomads of the Nomads : the Al Murrah Bedouin of the Empty Quarter*, シカゴ, Aldine, 1975年。
- (9) ファッラは、下記の論文の中で次のように言っている。「ワーディ・シルハーンの多くの遊牧民の定着に対するいかに強い願望も、水が豊富になり、牧草地の

肥沃土が増加するや否や、一瞬にして消えてしまう。この事実は、遊牧民の遊牧の慣習と伝統を変えることがいかに困難であるかを示している。」(El-Farra, Taha Osman M., "The Effects of Detribalizing the Bedouin on the Internal Cohesion of An Emerging State : The Kingdom of Saudi Arabia," 博士論文, University of Pittsburgh, 1973年)。

- (10) サウディ政府による法的介入政策は、基本的には部族社会の持つ部族法(ウルフ)を廃止し、シャリーア(shari'a)を唯一の有効な法としたことにある。
- (11) ここで、当時の土地制度を概観すると、建国の頃、サウディ領と称される土地の80%は遊牧民の財産であった。保有地での定着化した生活よりも、移動にその基盤を置く遊牧依存の経済において私有財産の概念は確かに未発達であり、原始的であった。後になって、これらの土地は過去においてその土地に住んでいた部族の共有の財産と考えられるようになり、部族間の間断なき紛争の源となった。多くの敵対する部族を平定の後、アブドゥル・アジーズは1925年にそれら部族の領土を国有化し、領土をミール地(miri, 国有地)に変えた。ミール地のある領土は「イクター」(iqt'a'a, 分与地)として、サウド家を支えてきた軍隊の長に授与された。だが1957年に、この「イクター」の領土がサウド家の許可を取得せずに登記をすることを禁じた勅令が出された。一度登記されると、その土地は、ムルク地(mulk, 私有財産)となった。
- (12) これらの外国人労働者はエジプトやパキスタンからの賃金労働者が多かった。
- (13) この事件の詳細については、次の拙稿を参照されたい。冨塚俊夫「サウディアラビア——イスラーム勢力の実態」(中東調査会編『イスラーム・パワー』第三書館, 1984年)。
- (14) アール・ムッラー部族については、Cole, 前掲書、ルワラ部族については、Musil, A., *The Manners and Customs of the Rwala Bedouins*, ニューヨーク, AMS Press, 1980年, および Lancaster, W., *Changing Cultures, The Rwala Bedouin Today*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1981年, シャンマル部族については、Fabietti, Ugo, "Sedentarisation As a Means of Detribalization : Some Policies of the Saudi Arabian Government Towards the Nomads," Tim Niblock 編, *State, Society and Economy in Saudi Arabia*, ロンドン, Croom Helm, 1982年参照。
- (15) Nyrop, R. F., *Area Handbook for Saudi Arabia* (第1版), ワシントン D. C., U. S. Government Printing Office, 1977年, 23ページ。
- (16) Lacey, Robert, *The Kingdom : Arabia and the House of Saud*, ロンドン, Hutchinson, 1981年, 398ページ。
- (17) Fouad Al-Farsy, *Saudi Arabia : a Case Study in Development*, ロンドン, Kegan Paul International, 1978年, 78ページ。なお彼はアラビア語から独自に転写したアルファベット表記を行っており、その原典のアラビア語が確認できないため、

表では彼の表記をそのまま記載した。そのため、本書の他の表記方法与異なっていることに注意されたい。また彼は同書で88部族を挙げているが、重複と思われるものがあつたのでわかる範囲で筆者が整理し、表には86部族を掲げた。

- (18) Cole, 前掲書, 81ページ。
- (19) ヒジャーズ憲法第62～76条に市民議会制度に関する規定が定められている。なおヒジャーズ憲法に関しては, Miller, D. Helen, *Constitutions, Electoral Laws, Treaties of States in the Near and Middle East*, ダーラム (ノースカロライナ), Duke University Press, 1953年を参照した。
- (20) 1982年9月, リヤードで開催された行政研究所主催のセミナー「地方行政問題とその展望」では, 政府側からムクリン・ハイル (Prince Muqrin Ḥā'il) 州知事, アワジ (Awaj) 内務次官 (米大学で地方行政学で博士号取得) は, 政府関係各省トップと討議を行なっている (*al-Jazīra*, 1982年10月1日)
- (21) Kay, Shirley, "Social Changes in Modern Saudi Arabia," Niblock 編, 前掲書, 46ページ。
- (22) 王国内の民主派と保守派との対立が激化するなかで, 1992年8月, 第3の請願書が保守・宗教勢力からファハド国王宛に提出され, 世界の耳目を集めている。同請願書は宗教的色彩が濃厚な点で, 第2の請願書と酷似している。この請願書には50名以上の学者らが署名しているといわれ, 彼らは宗教を中心に, 法律, 経済, 社会, 軍事, 外交, マスメディア等の広範囲にわたって政府の諸政策を厳しく批判している (詳細については, 次の拙稿を参照されたい。富塚俊夫「湾岸戦争後の湾岸王制諸国における民主化に動き——ファハド国王宛の3つの請願書をめぐって——」([中東協力センター『中東協力センター・ニュース』1993年1月号])。
- (23) 1991年12月31日付『ヘラルド・トリビューン』(*International Herald Tribune*) 紙によれば, この王国の若手のウラマー, イスラーム急進派系大学教師, 学生などがサウディ政府の金融・財政政策から外交政策, 教育制度までを攻撃の目標としている。そのなかには, 米軍のサウディ駐留, イスラエル・シオニスト政権と話し合う米国主導の中東和平会議へのサウディアラビアの参加, 銀行金利への非難も含まれる。また彼らの最も関心をもつ女子教育については, 王国で指導的立場にある女子教育者たちを「売春婦」と罵倒したと伝えられる。サウド家首脳はこうしたイスラーム過激派の動きに対して警戒を強めており, 1992年2月29日, ファハド国王はクウェイトの『アッシヤーサ』(*al-Siyāsa*) 紙とのインタビューで, 急進的なイスラーム復興主義が国内に広がるのを許さず, 断固としてこれに対処すると述べた。

こうしたなかで, サウディ治安当局は1992年2月以降, 政府の諸政策を批判した若手ウラマー, イマーム, 大学教授, 学生たちの逮捕に踏み切ったと伝えられ

る (*Makka News*, 1992年2月18日および *Dialogue*, 1992年2月26日 [ロンドン発行
イラン系週刊誌] 報道)。